

# 企業組織再編成に係る課税問題 — 株式交付を用いた段階取引に焦点を当てて —

山本 駿

(立命館大学大学院経済学研究科修士号)

---

## 目 次

- 序章 はじめに
  - 第1章 組織再編税制と株式交付税制
    - 1-1 組織再編税制の概観
    - 1-2 株式交付制度及び税制の概観
    - 1-3 株式交付と合併を組み合わせた段階取引に係る課税問題
    - 1-4 小括
  - 第2章 株式交付を用いた税負担軽減スキームと平成18年度税制改正
    - 2-1 株式交付を用いた税負担軽減スキーム
    - 2-2 平成18年度税制改正前までの株式交換税制と問題点
    - 2-3 株式交換に係る平成18年度税制改正
    - 2-4 小括
  - 第3章 米国における段階取引の否認
    - 3-1 段階取引の法理の概観
    - 3-2 段階取引の法理が具現化された例
    - 3-3 小括
  - 第4章 米国法からの示唆とわが国への提言
    - 4-1 米国における段階取引への対応
    - 4-2 望ましい対応方法
  - 終章 おわりに
-

## 序章 はじめに

合併や分割などといった組織再編成は、企業の成長戦略等の観点においては欠かせないものであり、近年、その活用事例は増加傾向にある。組織再編成に係る法整備は、主として会社法においてなされている。租税法の分野では、組織再編成の実態に即した課税の必要性から、平成13年より組織再編税制が法人税法に整備されている。組織再編税制では、組織再編成の前後において経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には課税関係を継続させるのが適当であるという考え方のもと、適格組織再編成に該当する場合には、資産及び負債を時価ではなく帳簿価額で移転することを認めている。

令和元年度には、組織再編成の新たな類型として、株式交付制度が会社法に創設された。株式交付制度とは、ある株式会社が、他の株式会社をその子会社とするために、当該他の株式会社の株式と引き換えに、自己の株式を交付する制度である。これを受けて、令和3年度税制改正において、株式交付子会社の株主が譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることを認めた株式交付税制が租税特別措置法に整備された。

株式交付には、いくつかの課税問題がある。令和5年度税制改正にて、その一部については対応がなされたものの、依然として課題は残されている。その1つに、株式交付と合併を組み合わせた段階取引に係る課税問題がある。現行法のもとでは、適格合併には、支配関係がある法人間の合併である「企業グループ内の合併」と、支配関係がない法人間の合併である「共同事業を行うための合併」があり、後者には、前者に係る適格要件に、いくつかの追加的な適格要件が課されている。一方、株式交付税制は、株式交付制度の利用促進を目的とした政策税制であるが、株式交付親会社が非同族会社である場合、その適用要件は、株式交付子会社の株主が株式交付により交付を受けた資産の価額の合計額のうち、株式交付親会社株式の価額の占める割合

が80%以上であることのみとなる。そのため、直接合併を行うのではなく、一段階目で株式交付を用いて支配関係を構築し、二段階目で合併を行うことにより、当該合併を「共同事業を行うための合併」から「企業グループ内の合併」へ変更することができ、取引時点での株主段階及び法人段階の課税を回避することができる場合が存在する。なお、わが国では、過去に株式交換を用いた段階取引が課税上問題視されていたことがある。

本稿は、1930年代から段階取引に対処してきた豊富な経験を有する米国の議論を参照し、株式交付と合併を組み合わせた段階取引に課税上どのように対処すべきかについて提言することを目的とする。

第1章では、組織再編税制及び株式交付税制を概観し、問題の所在を明らかにする。第2章では、株式交付を用いた税負担軽減スキーム及び平成18年度税制改正前後におけるわが国の議論を概観する。第3章では、段階取引をめぐる米国の議論を概観する。第4章では、株式交付と合併を組み合わせた段階取引に課税上どのように対処すべきかについて提言を行う。

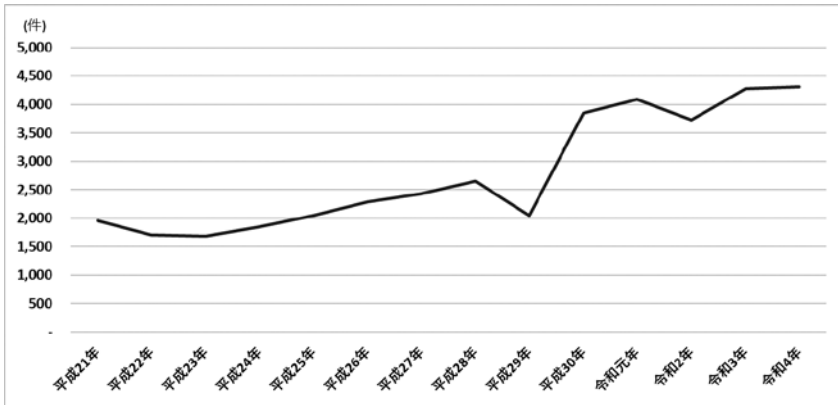
## 第1章 組織再編税制と株式交付税制

### 1-1 組織再編税制の概観

#### 1-1-1 現状

組織再編成は、わが国における企業の国際競争力強化等においては重要な役割を担っており、その活用件数は近年増加傾向にある。平成21年は1,957件だったM&A<sup>1</sup>件数は、令和4年には4,304件にまで増加した（【図1】参照）。また、組織再編成に対する社会の関心は高く、近時の事例であれば、日本製鉄によるUSスチール買収の発表<sup>2</sup>は社会的に大きな注目を集めた。

【図1】M&amp;A件数の推移



(出典：「M&A件数とM&A金額の推移」MARR 350号119頁（2023）のデータを基に筆者作成）

組織再編成とは、1つ以上の法人が当事者となり、組織的な結合や分離を行う行為である<sup>3</sup>。合併や分割などがその代表例である。平成12年の旧商法改正で創設された会社分割法制は、わが国企業が柔軟な組織再編成を行うことを可能とし、企業の国際的な競争力の確保や収益性の向上への貢献が期待されていた。

税制においても、企業の組織再編成の実態に合った適切な課税を行うことが必要であるとされ、平成13年度税制改正で、組織再編税制がわが国において初めて創設された。立法当初における組織再編税制の対象取引は、合併、分割型分割、分社型分割、現物出資、事後設立であった<sup>4</sup>。

組織再編税制は、創設されてから現在に至るまで数多くの改正を重ねてきた。平成18年度税制改正においては、それまで租税特別措置法に規定されていた株式交換・株式移転に係る課税規定が、組織再編税制に組み込まれることとなった。平成29年度税制改正においては、組織再編税制に、新たにスピン・オフ<sup>5</sup>及びスキーズ・アウト<sup>6</sup>に対応する課税規定が追加された。

組織再編税制の対象取引は、令和6年現在、合併、分割型分割、分社型分割、現物出資、現物分配、株式分配、株式交換、全部取得条項付種類株式に

係る取得決議、株式の併合、株式売渡請求に係る承認、株式移転にまで広がっている<sup>7</sup>。

### 1-1-2 概要

法人がその有する資産を他に移転する場合には、時価取引として譲渡損益を認識するのが原則である。ただ、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税関係を継続させるのが適当であると考えられる。組織再編税制は、このような考え方を拠り所としているといわれている<sup>8</sup>。株主段階では、「投資の継続」に着目し、株式の譲渡損益の計上が繰り延べられ、法人段階では、「支配の継続」に着目し、移転資産の譲渡損益の計上が繰り延べられる<sup>9</sup>。

組織再編税制では、原則的には、組織再編成に係る資産・負債の譲渡があったものとして取り扱われるところ、適格要件を満たす場合には、その組織再編成の前後において移転する資産・負債に対する支配が実質的に継続していると判断し、それらの資産・負債の譲渡損益の計上を繰り延べることを定めている<sup>10 11</sup>。適格要件を満たす組織再編成は適格組織再編成と呼ばれる。適格組織再編成は、支配関係がある法人間で行われる「企業グループ内の組織再編成」と支配関係がない法人間で行われる「共同事業を行うための組織再編成」に大別される。「企業グループ内の組織再編成」は、さらに「100%企業グループ内の組織再編成」と「50%超100%未満企業グループ内の組織再編成」に分けることができる。

「企業グループ内の組織再編成」は、グループという概念を用いて「支配の継続」を観念することができるが、企業グループ内でない「共同事業を行うための組織再編成」はそのような概念を用いて「支配の継続」を観念することはできないため、「共同事業を行うための組織再編成」の適格性を理論的に説明することは容易ではないとされている<sup>12</sup>。しかし、企業グループ内でない組織再編成の適格性を全面的に認めないこととすると、支配関係のない法人間による組織再編成の全てが適格組織再編成になり得ないということ

になる。そこで、「共同事業を行うための組織再編成」という枠組みを設け、いくつかの適格要件を追加することで、「支配の継続」を擬制的に観念していると考えられている<sup>13</sup>。つまり、「共同事業を行うための組織再編成」は、現実におけるニーズに重きを置いて整備されたものであると理解されており<sup>14</sup>、「企業グループ内の組織再編成」とは別枠として整理されている<sup>15</sup>。

なお、本稿では特に断りのない限り、組織再編成のうち、主に合併についてのみ取り扱うこととする。

### (1) 適格要件

適格合併となるためには、被合併法人の株主等に合併法人等の株式以外の資産が交付されないこと（金銭等不交付要件）が求められる（法人税法2条12号の8）。被合併法人等の株主に対し、僅かでも金銭等<sup>16</sup>が交付されると、当該合併が適格となることはない。金銭等不交付要件のほか、「100%企業グループ内の合併」、「50%超100%未満企業グループ内の合併」、「共同事業を行うための合併」のいずれに該当するかによって、法人税法施行令により適格要件が追加される。【表1】は、合併に係る適格要件である。以下で詳しく説明する<sup>17</sup>。

【表1】合併に係る適格要件

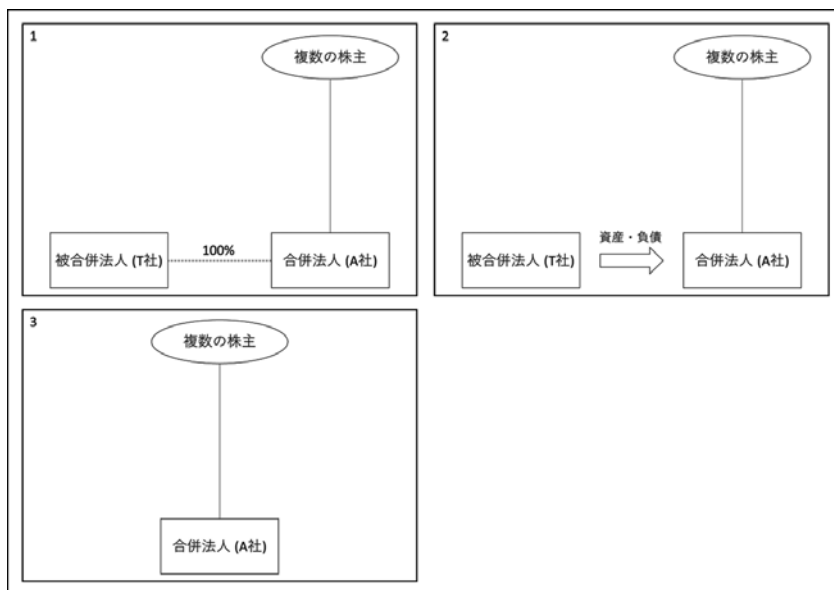
100%企業グループ内の合併	1. 金銭等不交付要件 2. 完全支配関係継続
50%超100%未満企業グループ内の合併	1. 金銭等不交付要件 2. 支配関係継続要件 3. 従業者引継要件 4. 主要事業継続要件
共同事業を行うための合併	1. 金銭等不交付要件 2. 従業者引継要件 3. 主要事業継続要件 4. 事業関連性要件 5. 事業規模要件又は特定役員引継要件 6. 株式継続保有要件

（出典：朝長・前掲注10 11-35頁を参考に筆者作成）

## イ 100%企業グループ内の合併

「100%企業グループ内の合併」の適格要件は、金銭等不交付要件のほか、完全支配関係継続要件<sup>18</sup>（法人税法施行令4条の3第2項2号）が追加される（【表1参照】）。完全親法人であるA社（合併法人）と、完全子法人であるT社（被合併法人）が合併を行い、当該合併が適格合併となれば、T社からA社への資産・負債の移転が時価ではなく、帳簿価額で行われることとなる（【図2】参照）。

【図2】100%企業グループ内の合併



（出典：筆者作成）

## ロ 50%超100%未満企業グループ内の合併

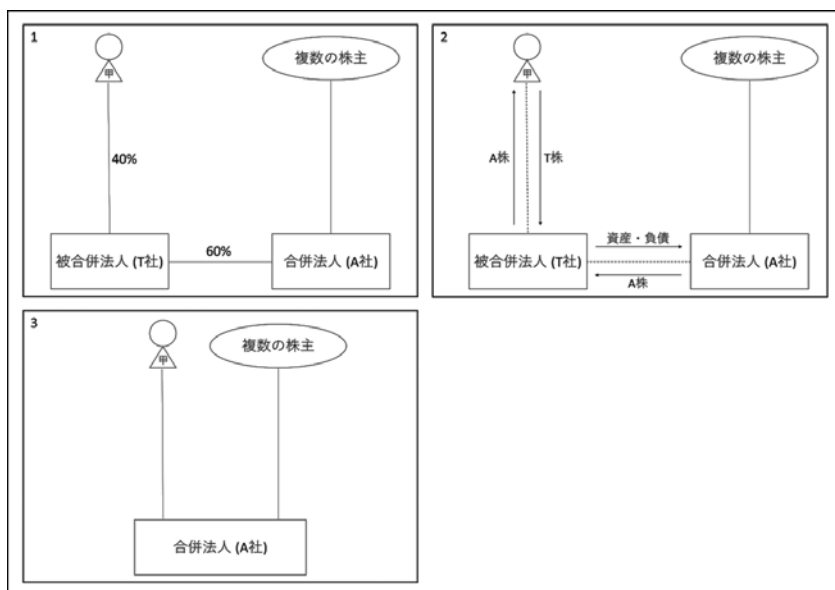
「50%超100%未満企業グループ内の合併」の場合の適格要件は、金銭等不交付要件のほか、支配関係継続要件<sup>19</sup>（法人税法施行令4条の3第3項2号）、従業者引継要件<sup>20</sup>（法人税法2条12号の8ロ（1））、主要事業継続

要件<sup>21</sup>（法人税法2条12号の8ロ（2））が追加される（【表1参照】）。甲に40%、A社（合併法人）に60%支配されているT社（被合併法人）と、A社が合併を行い、当該合併が適格合併となれば、T社からA社への資産・負債の移転が時価ではなく、帳簿価額で行われ、甲がT社から取得するA株の取得価額は、甲が元々保有していたT株の帳簿価額となる（【図3】参照）。

甲に金銭が交付されると、金銭等不交付要件を満たさないこととなるため、T社からA社への資産・負債の移転は時価で行われ、甲が保有するT株は時価で譲渡される。また、甲にはみなし配当課税がされる。

甲に対する金銭交付はなく、金銭等不交付要件を満たすが、その他の適格要件のいずれかを満たさない場合、T社からA社への資産・負債の移転は時価で行われ、甲が取得するA株の取得価額は、T株の帳簿価額にみなし配当を加算した金額となる。

【図3】50%超100%未満企業グループ内の合併



(出典：筆者作成)



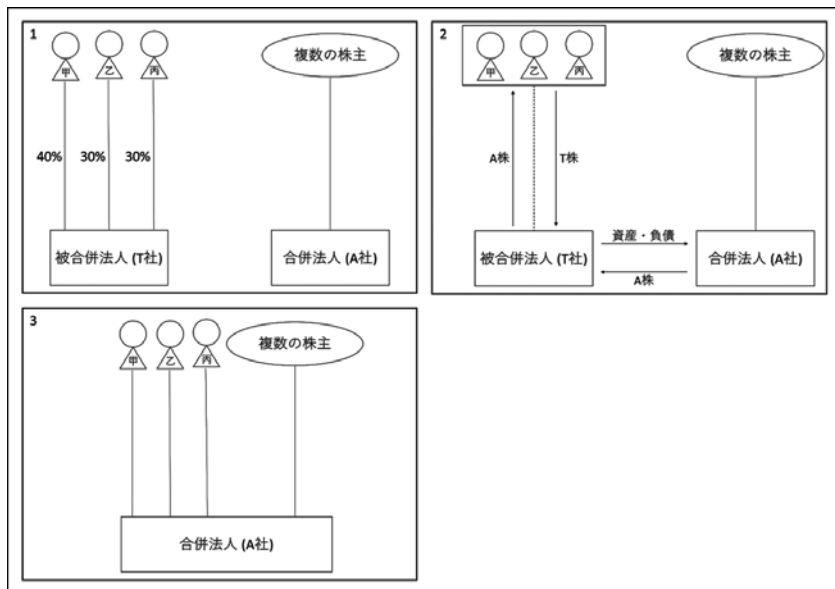
## ハ 共同事業を行うための合併

「共同事業を行うための合併」の場合の適格要件は、金銭等不交付要件のほか、従業者引継要件、主要事業継続要件、事業関連性要件<sup>22</sup>（法人税法施行令4条の3第4項1号）、事業規模要件<sup>23</sup>又は特定役員引継要件<sup>24</sup>（法人税法施行令4条の3第4項2号）、株式継続保有要件<sup>25</sup>（法人税法施行令4条の3第4項5号）が追加される（【表1参照】）。なお、事業規模要件と特定役員継続要件はいずれか一方を満たせばよい。甲、乙、丙にそれぞれ40%、30%、30%支配されているT社（被合併法人）と、A社（合併法人）が合併を行い、当該合併が適格合併となれば、T社からA社への資産・負債の移転が時価ではなく、帳簿価額で行われ、甲がT社から取得するA株の取得価額は、甲が元々保有していたT株の帳簿価額となる（【図4】参照）。

甲・乙・丙に金銭が交付されると、金銭等不交付要件を満たさないこととなるため、T社からA社への資産・負債の移転は時価で行われ、甲・乙・丙が保有するT株は時価で譲渡される。また、甲・乙・丙にはみなし配当課税がされる。

甲・乙・丙に対する金銭交付はなく、金銭等不交付要件を満たすが、その他の適格要件のいずれかを満たさない場合、T社からA社への資産・負債の移転は時価で行われ、甲・乙・丙が取得するA株の取得価額は、T株の帳簿価額にみなし配当を加算した金額となる。

【図4】共同事業を行うための合併



(出典：筆者作成)

## (2) 組織再編成に係る一般的否認規定

組織再編税制には、包括的な否認規定が整備されている（法人税法132条の2）。今日の取引から、脱税行為と節税行為の中間領域であるとされている租税回避行為を示すことは非常に困難であるとされている<sup>26</sup>。このことは、企業の組織再編行為においては顕著に表れる。組織再編成の形態は多種多様であるがゆえ、組織再編成を複雑かつ緻密に組み合わせることにより巧妙な租税回避行為が可能となる。そのため、わが国では、法人税法132条の2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）により、企業の組織再編成を用いた租税回避を包括的に防止している<sup>27</sup>。

## 1-2 株式交付制度及び税制の概観

### 1-2-1 現状

株式対価M&A<sup>28</sup>は、買収側における金銭流出を抑えることができる点などが注目され、企業の成長戦略において有効な手段になるものであると期待されていた<sup>29</sup>。しかしながら、わが国では、法制度が整備されていないことが障害となり、株式対価M&Aが、諸外国と比べほとんど活用されていなかった<sup>30</sup>。平成29年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」では、株式対価M&Aを促進する制度の整備の必要性について言及していた<sup>31</sup>。

そのような中、令和元年度において、ある株式会社が、他の株式会社をその子会社とするために、当該他の株式会社の株式と引き換えに、自己の株式を交付する制度である株式交付制度が会社法に創設された。その後、令和3年度には、株式交付制度に対応する課税規定である株式交付税制が創設された。

令和3年6月18日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」では、株式対価M&Aの普及を図るため、株式交付制度及び税制について周知し株式交付の活用を促進する旨が示されていた<sup>32</sup>。

令和4年11月15日現在までにおける上場会社による株式交付の公表事例は、既に11件確認されている<sup>33</sup>が、これは株式交付親会社を上場会社に限定した事例のみのデータであるため、公表されていない非上場会社による株式交付を含めるとその数字はより大きくなることが予想される<sup>34</sup>。

株式交付は、株式対価による企業買収の手段、合併やスクイーズ・アウトの前段階の手段、あるいは、完全子会社化の手段<sup>35</sup>などとして利用することができ、その用途は多岐にわたる。株式対価M&Aの活発化に伴い、今後ますます株式交付の活用事例が増加していくことが期待される<sup>36</sup>。

## 1-2-2 株式交付制度

### (1) 創設の背景

株式交付制度創設前、ある株式会社（A社）が自社の株式を対価として、他の株式会社（T社）を買取しようとする場合には、株式交換（会社法2条31号）又は現物出資（会社法199条）を利用することができた<sup>37</sup>。しかし、株式交換によると、A社はT社を完全子会社とする必要があるため、A社がT社を完全子会社でない子会社としたい場合には株式交換を利用することはできなかつた<sup>38</sup>。

そこで、T社株主がT株を現物出資財産としてA社に現物出資を行うと、A社が自社の株式を対価としてT社をその子会社とすることはできたが、現物出資によると、① 検査役の調査が必要となる（会社法207条）ため、その手続きに一定の時間及び費用を要すること、② T社株主及びA社の取締役等が財産価額填補責任を負う可能性がある（会社法212条、213条）こと、などが株式を対価とするA社によるT社の子会社化の障害となっていた<sup>39</sup>。

このように、株式交付制度創設前は、A社が自社の株式を対価としてT社を円滑にその子会社とするための制度が整備されているとは言い難い状態であった。それまでのわが国における公開買付けのほとんどが金銭対価であり、株式対価や混合対価による公開買付けがほとんど行われていないことが指摘されていたが、その一因には上記のような事情があったといわれている<sup>40</sup>。

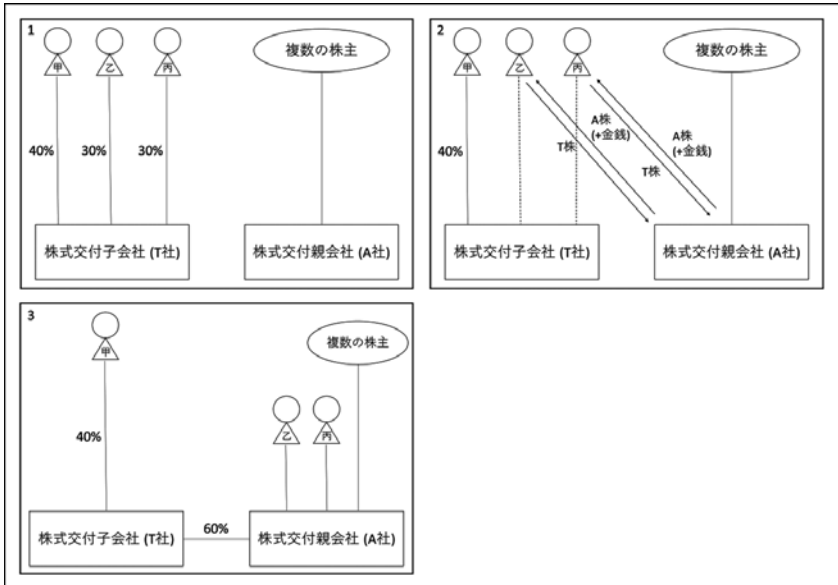
以上のような背景から、令和元年会社法改正において、A社が自社の株式を対価とする買取により円滑にT社を子会社とするための制度である株式交付制度が創設された<sup>41</sup>。

### (2) 概要

株式交付は、会社法にて、「株式会社が他の株式会社をその子会社……とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。」と定義

されている（会社法2条32号の2）。株式交付をする株式会社を「株式交付親会社」（会社法施行規則2条2項115号）、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社を「株式交付子会社」（会社法施行規則2条2項116号）という。なお、T社株主に対して、A株に加えて金銭等を交付することは可能であるが、A株を一切交付しないということはできない（会社法774条の3第1項3号）。A社（株式交付親会社）が、甲、乙、丙にそれぞれ40%、30%、30%支配されているT社（株式交付子会社）を、その子会社とするために、T株を譲り受け、T株の譲渡人である乙及び丙に対して、T株の対価としてA株又はA株に加えて金銭等を交付する<sup>42</sup>（【図5参照】）。

【図5】株式交付



(出典：筆者作成)

株式交付は、「部分的な株式交換<sup>43</sup>」として、会社法における組織再編行為の一部を構成している<sup>44</sup><sup>45</sup>。その関係上、株式交付に関する規律については他の組織再編行為に関する規律と同様の規律が置かれている<sup>46</sup>。ただ、株式交付は、吸収合併や株式交換とは異なり、A社とT社との間に契約関係があることを必要としない<sup>47</sup>。A社は、T社株主との間の合意に基づき、T株を個別に譲り受けることになる<sup>48</sup>。

なお、株式会社が、既に議決権の過半数を有している他の株式会社の株式を買い増す場合や、他の株式会社を子会社としようとする場合は、株式交付をすることができない<sup>49</sup><sup>50</sup>。また、株式交付が実行できるか否かを株式交付実行前に客観的かつ形式的な基準によって判断することができるようにするため、株式交付子会社となる子会社は、会社法施行規則3条3項1号に掲げる場合に該当する子会社に限られている<sup>51</sup>。

### 1-2-3 株式交付税制

#### (1) 創設の背景

株式交付制度創設後、同制度に対する課税繰延措置の創設は多方面から強く期待されていた<sup>52</sup>。経済産業省による「令和2年度税制改正（租税特別措置）要望事項」では、わが国企業における事業再編の円滑化を図る手段として株式交付は有効であるとして、同制度に対応する課税規定創設の必要性について言及していた<sup>53</sup>。令和2年度税制改正の大綱では、株式交付税制創設にあたっては「組織再編税制等も含めた理論的な整理を行った上で、必要な税制措置について検討する。」とされており、近い将来における株式交付税制の創設を示唆していた<sup>54</sup>。

そのような中、令和3年度税制改正において、株式交付に対応する課税規定である「株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例」（株式交付税制）が、租税特別措置法に創設された<sup>55</sup>。

株式交付税制について、立案担当者は、株式交付子会社に対して課税が行われると株式交付が実行されない可能性がある点に触れたうえで、日本企業

全体の収益性の向上等を促していくため、株式交付を実行するにあたって障害となっていた課税上の取り扱いを整備したと説明している<sup>56 57</sup>。

## (2) 概要

株式交付税制（租税特別措置法37条の13の4、66条の2）とは、法人又は個人<sup>58</sup>が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする制度である<sup>59</sup>。

株式交付税制の適用を受けるためには、株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額が、当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が80%以上<sup>60</sup>である必要がある<sup>61</sup>（租税特別措置法37条の13の4、66条の2）。この要件を満たさない場合には、株式交付子会社の株主は、その譲渡した株式の譲渡益に対して課税される。

株式交付は、会社法における組織再編行為の一部を構成しているわけであるが、税法上、株式交付税制は、組織再編税制の外にあるルールであると理解されている<sup>62</sup>。このことは、株式交付税制の立案担当者の説明からも読み取れる<sup>63</sup>。立案担当者は、株式交付税制を組織再編税制に位置付けなかった理由として、株式交付子会社の株主が株式対価での買収に応ずる場合におけるその株式の譲渡は事業の移転とはいえず、法人税法上は譲渡損益の計上が繰り延べられる組織再編成には該当しないこと及び株式交付による株式の譲渡は「強制的」な株式の譲渡ではなく「任意」の株式の譲渡に該当することの2点を挙げている<sup>64 65</sup>。

株式交付は、法人税法上の組織再編成を構成していないが、法人税法132条の2の射程内であると立案担当者は説明している<sup>66</sup>。しかし、法人税法132条の2は、「合併、分割、現物出資若しくは現物分配……又は株式交換等若しくは株式移転」を適用の対象取引としているだけに、立案担当者の説明には若干の違和感がある。立案担当者は、株式交付を法人税法132条の2の

適用対象とする根拠について現物出資との類似性に言及しているが、納税者が私法上の株式交付として実行した取引を税法上当該取引が現物出資に該当するとして法人税法132条の2の適用対象とすることについては疑問が残るとの指摘がある<sup>67</sup>。また、株式交付は法人税法132条の2の適用対象外であるとする意見も存する<sup>68</sup>。

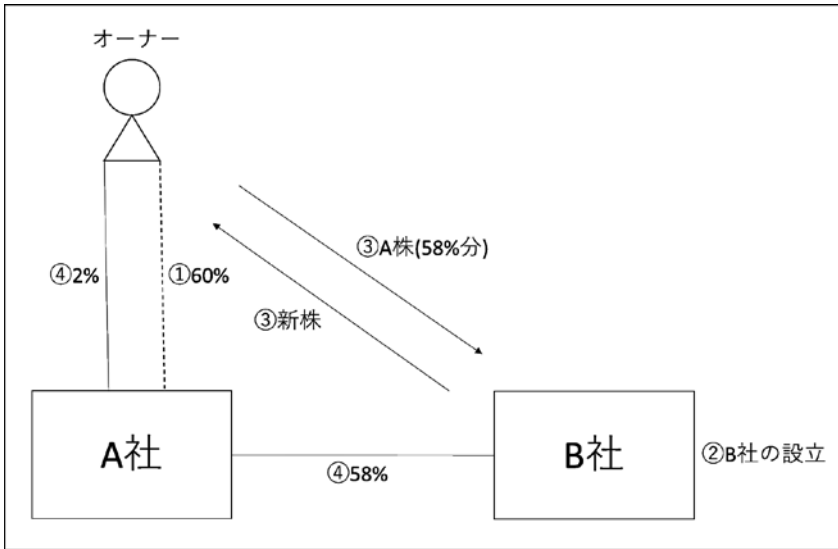
### (3) 令和5年度税制改正

上場会社オーナーの私的な節税スキームの手段としての株式交付税制の利用<sup>69</sup>が問題視されていたことを背景に、令和5年度税制改正で株式交付税制は一部改正された。問題とされていたスキームとは以下の通りである。

まず上場会社（A社）のオーナー個人（A社の発行済株式総数の60%を保有）が資産管理会社（B社）を設立する。その後、オーナー・B社間で株式交付を実行して、オーナー個人は、A株（58%分）と引き換えに、B社の新株を取得し、株式交付税制の適用を受ける。これにより、オーナーは、A株に対する譲渡益課税を繰り延べて、B社にA株を譲渡することができ、法人であるB社が新たにA社の支配権を獲得する（【図6参照】）。



【図6】株式交付を用いた節税スキーム



(出典：鈴木・前掲注70 3頁を参考に筆者作成)

このスキームは、次の3つの要素から構成される<sup>70</sup>。第1に、上場会社オーナーからB社へのA株譲渡に伴う譲渡益に対する課税は、B社がA株を譲渡しない限り半永久的に繰り延べられる。第2に、オーナー個人に残るA株に係る配当金については、申告不要な分離課税の選択ができる<sup>71</sup>。第3に、A社からB社に支払われる配当金は、法人税法23条の受取配当等の益金不算入制度の適用を受けることができる。

令和5年度税制改正によって、令和5年10月以降に行われる株式交付で、株式交付後に株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社<sup>72</sup>を除く。）に該当するものについては、株式交付税制の適用対象外とすることとされた<sup>73</sup>。

同改正について立案担当者は、株式交付税制は政策税制<sup>74</sup>として、日本企業全体の収益性の向上や産業の新陳代謝を促していくために設けられたものであるにもかかわらず、その政策目的にそぐわない株式交付の利用が確認されたため、その政策目的に合う株式交付を対象を限定することを目的に改正

を行ったと説明している<sup>75 76</sup>。

令和5年度税制改正を受けて、令和6年現在における株式交付税制の適用要件は、以下の2つとなった。

- ① 株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が80%以上であること。
- ② 株式交付親会社が株式交付後に非同族の同族会社を除く同族会社に該当しないこと。

令和5年度税制改正は、株式交付税制の個別的な問題に対処した例であるといえよう。しかし、同改正により株式交付にまつわる課税問題がすべて解消されたわけではない。株式交付には、未だ課税問題が残されている。その1つが、株式交付と合併を組み合わせた段階取引に係る課税問題である。

### 1-3 株式交付と合併を組み合わせた段階取引に係る課税問題

株式交付と合併を組み合わせた段階取引に係る課税問題としては、次のようなケースが考えられる。例えば、資本関係がないA社（合併法人）とT社（被合併法人）で合併を行うに際し、直接合併を行えば、当該合併を適格合併とすることができないときに、あえて株式交付を用いてA・T社間で支配関係を構築した後に合併を行うことで、当該合併を適格合併とすることができるような場合である<sup>77</sup>。つまり、株式交付を用いて合併を迂回的に行うことにより、本来は適格となるべきでない合併を適格とすることができ、税負担の軽減を図ることが可能となっている。株式交付と合併を組み合わせた段階取引自体には何ら問題はないが、税負担軽減以外の経済合理的な理由がない段階取引については、何らかの対処が必要ではないだろうか。

なお、株式交付税制創設前にて、その課税繰延の要件が組織再編税制の適格要件に比して緩やかであった場合には、株式交付を用いた二段階の組織再編成が課税上問題となる可能性があることを指摘する声があった<sup>78</sup>にもかかわらず、株式交付税制はこれに対処することなく立法化されたという背景が

ある。

本稿では、株式交付と合併を組み合わせた段階取引に課税上どのように対処すべきかについて提言することを目的とする。

#### 1-4 小括

組織再編税制では、組織再編成の実態に即した課税の必要性から、組織再編成の前後において経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には課税関係を継続させるのが適当であるという考え方のもと、組織再編成が適格組織再編成に該当すれば資産・負債を時価ではなく帳簿価額で移転することを認めている。例えば、適格合併は、支配関係がある法人間の合併である「企業グループ内の合併」と、支配関係がない法人間の合併である「共同事業を行うための合併」に大別される。後者には、前者に係る適格要件に、事業関連性要件等のいくつか追加的な適格要件が課されている。

一方、株式交付税制は、株式交付制度の利用促進を目的とした政策税制である。株式交付税制が適用されると、株式交付子会社株主が譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べられる。株式交付親会社が非同族会社であることを前提とすると、株式交付税制の適用要件は、株式交付子会社の株主が株式交付により交付を受けた資産の価額の合計額のうち、株式交付親会社株式の価額の占める割合が80%以上であることのみとなる。

株式交付にはいくつかの課税問題があり、令和5年度税制改正にて、その一部については対応がなされたものの、依然として課題は残されている。その1つに、株式交付と合併を組み合わせた段階取引に係る課税問題がある。本稿は、そのような問題に課税上どのように対処すべきかについて提言することを目的とする。

## 第2章 株式交付を用いた税負担軽減スキームと平成18年度税制改正

### 2-1 株式交付を用いた税負担軽減スキーム

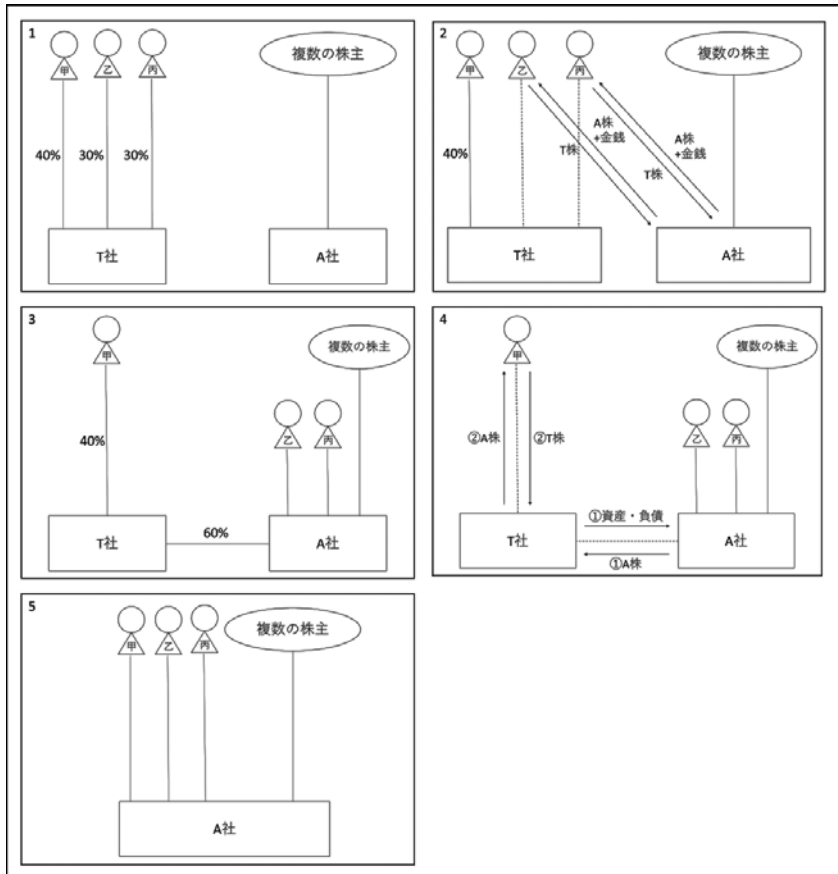
モデルケースを用いて、株式交付を利用した段階的な合併に係る課税問題を明らかにする。なお、ここでは便宜上、「共同事業を行うための合併」に関する6つの適格要件のうち、事業関連性要件、事業規模要件又は特定役員引継要件、株式継続保有要件を「その他要件」と呼ぶこととする。

#### 2-1-1 モデルケース

ここでは、【図4】の状態から合併を行うに際し、従業者引継要件、主要事業継続要件は満たすことができるが、金銭等不交付要件又はその他要件いずれかを満たすことができない状況を想定する<sup>79</sup>。このまま合併を行うと、当該合併は非適格合併となり、T社からA社への資産・負債の移転は時価で行われ、甲・乙・丙が保有するT株は時価で譲渡される。また、甲・乙・丙にはみなし配当課税がされる。

そこで、このまま合併を行うのではなく、【図7】<sup>80</sup>のように、一段階目で、A社が金銭交付を希望しているT社の株主である乙・丙と混合対価による株式交付を実行し、A・T社間で支配関係を構築する。その後、二段階目で合併を行うと、当該合併は「50%超100%未満企業グループ内の合併」となる。当該合併が適格合併となるための要件は、金銭等不交付要件、従業者継続要件、主要事業継続要件の3つとなる<sup>81</sup>が、T社の株主は、金銭交付を希望しない甲のみであり、また、ここでは従業者引継要件、主要事業継続要件を満たしていることが前提であるため、この状態からの適格合併は可能である<sup>82</sup>。

【図 7】 株式交付を用いた迂回的な合併



(出典：筆者作成)

株式交付を行った後、合併を行った場合の株主段階及び法人段階における課税関係は、以下の通りである。

- 株式交付税制が適用され、乙・丙によるT株の譲渡損益の計上は繰り延べられる<sup>83</sup>。
- 当該合併は適格合併に該当するため、①資産・負債の移転が帳簿価額で行われる。

- 甲に対する金銭交付はなく、かつ当該合併は適格合併に該当するため、②甲におけるA株の取得価額は、元々保有していたT株の帳簿価額を引き継ぐことができ、甲においてみなし配当は認識されない。

【表2】は、A社とT社が、そのまま合併を行う場合と、株式交付で支配関係を構築した後合併を行う場合における、株主段階及び法人段階における課税関係の比較表である。

【表2】モデルケースにおける株主段階及び法人段階の課税関係

	合併のみ	株式交付+合併
甲	T株の譲渡損益及びみなし配当が計上される <sup>84 85</sup> 。	T株の譲渡損益及びみなし配当は計上されない。
乙	T株の譲渡損益及びみなし配当が計上される <sup>85</sup> 。	T株の譲渡損益は計上されない（株式交付により交付を受けた金銭の額に対応する部分の金額を除く。）。
丙	T株の譲渡損益及びみなし配当が計上される <sup>85</sup> 。	T株の譲渡損益は計上されない（株式交付により交付を受けた金銭の額に対応する部分の金額を除く。）。
資産・負債移転 (T社→A社)	時価で移転される。	帳簿価額で移転される。

(出典：筆者作成)

このように、合併のみの場合と、株式交付と合併を組み合わせた段階取引の場合における取引の最終結果はほぼ同じであるにもかかわらず、株主段階及び法人段階における課税関係は異なることとなる<sup>86</sup>。

### 2-1-2 モデルケースが課税上問題とされ得る場合

モデルケースにおける株式交付と合併を組み合わせた取引は、それぞれの行為を単体で観察すれば、課税上何ら問題はない。一段階目の株式交付は、株式交付税制の適用を受けるための要件を満たしているし、二段階目の合併は、「50%超100%未満企業グループ内の合併」あるいは、「100%企業グループ内の合併」に係る適格要件を充足している。実務上、A社とT社で支配関

係がない状態からいきなり合併するのではなく、事前にA・T社間で支配関係を構築することにより、合併前に社風の共有や従業員同士の交流を図ることは珍しくない。その支配関係構築の手段として、株式交付を用いることは不思議ではない。しかし、株式交付と合併を組み合わせた取引に、税負担軽減以外の経済合理的な理由が存在しない場合、このような段階取引は、迂回取引として、租税回避にまつわる問題に発展し得る。

租税回避とは、私法上の形成可能性を異常または変則的な態様で利用すること（濫用）によって、税負担の軽減または排除を図る行為のことをいう<sup>87</sup>。例えば、直系親族間での土地の譲渡が非課税であるドイツにおいて、兄弟間で土地を譲渡するため、一段階目で、当該土地を兄（弟）から父親に譲渡し、二段階目で、当該土地を父親から弟（兄）に譲渡した例が租税回避に関する議論の中で紹介されている<sup>88</sup>。このような迂回取引は、租税回避の典型的な一例であると考えられる。

経済合理性のない株式交付と合併を組み合わせた段階取引は、迂回取引に該当する可能性を有している。株式交付のような株式対価M&Aを用いた段階取引が課税上問題とされるケースはわが国において初めてではない。租税特別措置法において定められていた株式交換に係る課税規定を用いた段階取引がかつて同様に問題視されていた。次節では、これについて取り扱う。

## 2-2 平成18年度税制改正前までの株式交換税制と問題点

### 2-2-1 株式交換制度

#### (1) 創設の背景

平成9年に独占禁止法が改正され、それまで禁止されていた持株会社が解禁された<sup>89</sup>。それに伴い、既存会社の持株会社化や新たな持株会社設立のための制度が模索されていた<sup>90</sup>。当初は、抜け殻方式<sup>91</sup>などが考案されていたが、どれも事務負担に関する観点等から欠点があるとして採用されなかった<sup>92</sup>。

このような状況下において、持株会社設立にあたって煩雑な手続きを免れることができる株式交換・株式移転が注目され、平成11年の旧商法改正で株

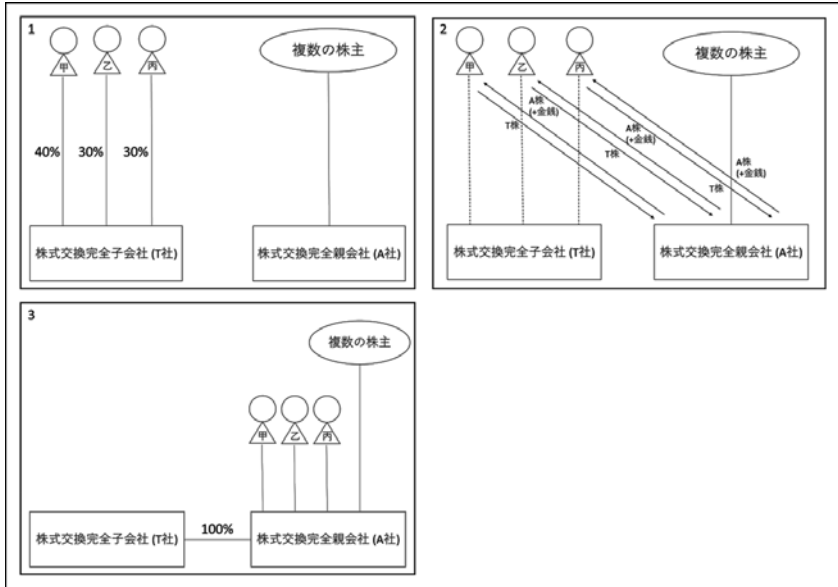
株式交換・株式移転制度が導入されるに至った<sup>93</sup>（旧商法352条、364条）。株式交換・株式移転は、ある株式会社が、その株主総会の特別決議の承認等により、他の株式会社の100%子会社となる取引であるが、その親会社となる会社が、既存の会社である場合を「株式交換」、新設会社である場合を「株式移転」という<sup>94 95</sup>。

## （2）概要

株式交換に関する規定は、会社法に定められており、「株式会社がその発行済株式……の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう。」と定義されている（会社法2条31号）。株式交換により株式会社の発行済株式の全部を取得する会社を「株式交換完全親会社」（会社法施行規則2条2項109号）、株式交換をする株式会社を「株式交換完全子会社」（会社法施行規則2条2項110号）という。A社（株式交換完全親会社）が、甲、乙、丙にそれぞれ40%、30%、30%支配されているT社（株式交換完全子会社）を、その完全子会社とするために、T株を譲り受け、T株の譲渡人である甲、乙、丙に対して、T株の対価としてA株又はA株に加えて金銭等を交付する<sup>96</sup>（【図8参照】）。



【図8】株式交換



(出典：筆者作成)

株式交換は、合併に類似する組織再編行為として理解されており<sup>97</sup>、その規律は、他の組織再編行為に関するものと揃えられている<sup>98</sup>。なお、株式交換は持株会社設立のために創設された制度であるが、現在は企業買収の手段としても利用されている<sup>99</sup>。

## 2-2-2 平成18年度税制改正前までの株式交換税制

### (1) 創設の背景

平成11年の旧商法における株式交換制度創設を受けて、同制度を税制面からバック・アップするため、平成11年度税制改正において、「株式交換に係る課税の特例」(株式交換税制)が租税特別措置法に創設された<sup>100</sup>(旧租税特別措置法37条の14、67条の9)。以下、旧租税特別措置法に規定されていた株式交換税制のことを、「措置法株式交換税制」という。

措置法株式交換税制創設について、立案担当者は、株式交換制度創設に伴

い、税制上、企業の組織再編成を阻害せず、また、実態に合った課税を行うという観点から所要の措置を講じたと説明していた<sup>101</sup>。

## (2) 概要

措置法株式交換税制は、特定子会社<sup>102</sup>（T社）の株主である個人又は法人が、その有する特定子会社の株式につき、株式交換による移転があった場合において、当該株式交換により特定親会社<sup>103</sup>（A社）から新株の割当てを受けたときは、T社株主におけるT株の譲渡損益の計上の繰り延べを認めるものである。

措置法株式交換税制の適用を受けるためには、以下の2つの要件を満たす必要がある（旧租税特別措置法37条の14第1項1号・2号、67条の9第1項1号・2号）。

- ① A社によるT株の受入価額が、株式交換に係る交換時の直前におけるT社株主のT株取得に要した金額<sup>104</sup>に相当する金額以下となっていること<sup>105</sup>。
- ② 次の i 及び ii に掲げる金額の合計額のうちに i に掲げる金額が95%以上であること。
  - i. T社株主が株式交換によりA社から割当てを受けた新株のその交換時における価額の総額
  - ii. T社株主が株式交換によりA社から交付を受けた金銭等の額の総額

上記①、②のいずれかの要件を満たさない場合には、T社株主は、その譲渡した株式の譲渡益に対して課税される<sup>106</sup>。

### 2-1-3 当時の問題点

平成13年から平成18年までの期間において、旧商法上類似の行為とされていた合併等と株式交換に関する課税規定が全く異なる要件のもとに置かれているという状況が整合性の観点から問題視されていた<sup>107</sup>。

当時の税制の設計上、資本関係がない法人間で直接合併を行うのではな

く、一段階目で株式交換を用いて支配関係を構築した後、二段階目で合併<sup>108</sup>を行えば、ほとんどすべての適格要件を回避しつつ、当該合併を適格合併とすることができた。つまり、現行の株式交付税制のもとで可能となっている株式交付と合併を組み合わせた段階取引による税負担軽減スキームと同様のスキームを、当時は株式交換を用いて行うことが可能であったのである。

## 2-3 株式交換に係る平成18年度税制改正

### 2-3-1 改正の背景

株式交換は、完全親子会社関係を創設する行為として、合併等と同様に組織法上の行為に位置付けられている<sup>109</sup>。また、株式交換にて、子法人の株主は、その個別意思にかかわらず、子法人の株主たる地位を失って親法人の株主となるが、この点は、被合併法人の株主がその個別意思にかかわらず合併法人の株主となる合併と共通している<sup>110</sup>。そのうえ、株式交換と合併は、共に子法人の事業や資産を取得する行為であり、相違点はそれが間接的であるかあるいは直接的であるかという点のみである<sup>111</sup>。

以上のように、株式交換と合併は、両者ともに取得的な組織再編成として、実質的に同様の効果を生じさせることができる行為である<sup>112</sup>。それにもかかわらず、両者の課税関係を異なる要件の下に置くことは課税の中立性等の観点から望ましくない<sup>113</sup>。このような背景から、株式交換に係る課税要件は、合併等に係る税制と整合性を持つような形で組織再編税制として再構築されることとなった<sup>114</sup>。

### 2-3-2 改正の概要

株式交換税制に関する平成18年度税制改正の内容は、主に以下の3つである。

1つ目は、「株式交換完全親会社」を「特定親会社」、「株式交換完全子会社」を「特定子会社」と税法上は呼ばれていたものが、改正後は、それぞれ「株式交換完全親法人」（法人税法2条12号の6の3）、「株式交換完全子法人」（法人税法2条12号の6）、と呼ばれるようになった<sup>115</sup>。

2つ目は、株式交換税制が、租税特別措置法から法人税法の本法組織再編税制の関連規定へ組み込まれた。なお、平成12年に税制調査会が発表した「平成13年度の税制改正に関する答申」の中の「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」では、「組織再編成に係る法人税制は、株式交換及び株式移転を合わせて検討する必要があるが、これらの制度は導入後間もないこともあり、今後、その実態等を見極めながら見直しを行うのが適当である。」とされており、株式交換税制が組織再編税制に組み込まれることは、組織再編税制創設の際に示唆されていた<sup>116</sup>。株式交換に係る課税規定の租税特別措置法から本法法人税法への移動に伴い、それまでの措置法株式交換税制に規定されていた2つの要件は完全に撤廃され、株式交換税制の適用要件は新たに適格要件として、合併等と整合性を持つように設定され直した<sup>117</sup>。【表3】は、合併と株式交換に係る適格要件の比較表である。

【表3】合併と株式交換に係る適格要件

	合併	株式交換
100% 企業グループ内	1. 金銭等不交付要件 2. 完全支配関係継続	1. 金銭等不交付要件 2. 完全支配関係継続
50%超100%未満 企業グループ内	1. 金銭等不交付要件 2. 支配関係継続要件 3. 従業者引継要件 4. 主要事業継続要件	1. 金銭等不交付要件 2. 支配関係継続要件 3. 従業者継続要件 4. 主要事業継続要件
共同事業	1. 金銭等不交付要件 2. 従業者引継要件 3. 主要事業継続要件 4. 事業関連性要件 5. 事業規模要件又は特定 役員引継要件 6. 株式継続保有要件	1. 金銭等不交付要件 2. 従業者継続要件 3. 主要事業継続要件 4. 事業関連性要件 5. 事業規模要件又は特定役員 非退任要件 6. 株式継続保有要件 7. 完全支配関係継続見込要件

(出典：朝長・前掲注10 11-35頁、155-174頁を参考に筆者作成)

3つ目は、株式交換が非適格となった際、株式交換完全子法人が有する時価評価対象資産<sup>118</sup>に対して時価評価が行われることとなった<sup>119 120</sup> (法人税法

62条の9)。

### 2-3-2 改正の影響と評価

平成18年度税制改正前では、株式交換でA社とT社で完全親子会社関係を創設し、その後合併を行えば、当初から合併を行うのに比して、取引時点での株主段階及び法人段階での課税を回避することが可能であったが、現行法の下ではそのようなスキームは不可能である。

現行法の下で、改正前に問題とされていた段階取引を行うとすると、一段階目の株式交換のほとんどが非適格株式交換となるため、T社株主によるT株の譲渡損益が計上される<sup>121</sup>。また、当該非適格株式交換後の多くの合併は、適格合併とすることが可能であるが、移転する資産・負債のうち、時価評価対象資産に対しては、非適格株式交換の時点で時価評価が行われるため、それらの資産等をT社による取得価額でA社へと移転することはできない。

平成18年度税制改正は、法的な仕組みは異なるが、実質的には同様の性質を有する合併等と株式交換に関する課税規定が全く異なる要件のもとに置かれているという問題を解消するものであったとされている<sup>122</sup>。

株式交換税制と同様に、株式交付税制も組織再編税制に組み込むことができれば、株式交付と合併を組み合わせた段階取引に係る課税問題は解消されることになるであろう。しかしながら、ここでは、株式交付と合併を組み合わせた段階取引という個別的な取引に課税上どのように対処するかが問題となる。次章では、個別的な対処方法を検討するにあたり、段階取引への対処に関して豊富な経験を有する米国の議論を概観する。

### 2-4 小括

直接合併を行うのではなく、一段階目で株式交付を用いて支配関係を構築し、二段階目で合併を行うことにより、当該合併を「共同事業を行うための合併」から「企業グループ内の合併」へ変更することができ、取引時点での株主段階及び法人段階の課税を回避することができる場合が存在する。同様の課税問題は株式交換税制が租税特別措置法に規定されていた時代にも生じ

ていたが、株式交換税制が中立性等の観点から組織再編税制に組み込まれるにあたって、そのような問題は結果的に解消されることとなった。

株式交付税制を組織再編税制へ組み込むことができれば、株式交付と合併を組み合わせた段階取引に係る課税問題は、結果的に解消されることになろうが、ここでは、株式交付と合併を組み合わせた段階取引という個別的な取引に課税上どのように対処すべきかが問題となる。

### 第3章 米国における段階取引の否認

#### 3-1 段階取引の法理の概観

##### 3-1-1 概要と形成過程

段階取引の法理（Step Transaction Doctrine）とは、米国の裁判所が特定の事象を法令の規定に当てはめる際に採用してきた判例法上の1つの理論であり、統合された取引は、独立した個々の取引に分割することはできず、逆に、相互に関連する個々の取引の合計は、課税上全体として取り扱われなければならないとする考え方である<sup>123 124</sup>。

段階取引の法理の起源は古く、1935年のグレゴリー（Gregory）判決<sup>125</sup>を契機とする可能性が示唆されている<sup>126</sup>。わが国では、グレゴリー判決は、事業目的の法理<sup>127</sup>を導き出したものであると理解されている<sup>128</sup>が、事業目的の法理よりも段階取引の法理の方が、グレゴリー判決に健全な根拠を与える可能性があるとする意見も存する<sup>129</sup>。わが国における先行研究では、段階取引の法理は、事業目的の法理から独立し、発展したものであるとする議論が展開されている<sup>130</sup>。

##### 3-1-2 基本構造

段階取引の法理は、実質主義の原則（Substance-Over-Form-Docctrine）<sup>131</sup>と密接に関連しており、同法理には、2つの異なる側面（Distinct Prongs）があるとされている<sup>132</sup>。

1つ目の側面は、「段階取引の法理は、取引全体の中に1つ以上の経済的に無意味な取引が含まれている場合に適用される」というものである<sup>133</sup>。この場合、その無意味な取引は課税上無視される<sup>134</sup>。

2つ目の側面は、「段階取引の法理適用の射程は、税法上重要でない取引段階にまで及ぶ」というものである<sup>135</sup>。つまり、多段階取引の一部を構成する特定の取引段階が、税法上重要でない場合であっても、段階取引の法理は適用され、課税上の性質決定においては、その取引段階が属するより大きな取引で判断されるということである<sup>136</sup>。この側面について、米国裁判所は、段階取引の法理では、統合された取引を構成する相互に関連しつつも形式的には別の取引段階は、取引全体から独立して考慮されることはない<sup>137</sup>としている<sup>138</sup>。

### 3-1-3 適用テスト

段階取引の法理の適用にあたっての一貫した基準は存在しない<sup>139</sup>。なぜなら、段階取引の法理が適用される可能性のある法的取引は無限に存在し、同法理の適用の可否についての普遍的な基準を定めることは不可能に近いためである<sup>140</sup>。ただ、学説ではいくつかのテストが提唱されている<sup>141</sup>。

最終結果テスト (End Result Test) は、納税者が、当初において、複数の取引を組み合わせてある特定の結果に到達することを意図し、その複数の取引をその最終結果を達成するための手段として用いた場合、段階取引の法理を適用し、同じ最終結果に到達する別の取引に引き直すことができるとするものである<sup>142</sup>。最終結果テストは、広範な解釈が可能である<sup>143</sup>。

相互依存テスト (Mutual Interdependence Test) は、2つ以上の取引によって生じた法律関係が、他の取引なしでは成立することがないほど相互依存関係にある場合には、段階取引の法理を適用し、それらの取引を課税上統合することができるとするものである<sup>144</sup>。なお、相互依存テストは、納税者の意図という主観的要素に焦点を当てているという点では、最終結果テストと共通しているが、取引の中間段階に独立した目的が提供されると、段階取

引の法理の適用が妨げられることがある点で、最終結果テストとは若干異なる<sup>145</sup>。

拘束的約定テスト (Binding Commitment Test) は、最初の取引を行った後に次の取引を行う旨の契約等が交わされている場合にのみ、段階取引の法理を適用し、それらの取引は一体とみなされるとするものである<sup>146</sup>。拘束的約定テストは、厳格な解釈が要求される。そのため、納税者同士が、非課税処理という同じ目的を共有している場合や、共通の支配下にある取引では、実質的なビジネスリスクを伴わずに容易に回避される可能性がある<sup>147</sup>。一方で、契約等という明示的な要素を基準としている関係上、上記2つのテストと比べ明確性に優れている<sup>148 149</sup>。

段階取引の法理の適用にあたっての客観的なテストの要素としては、「時間」も考えられる。これは、対象となる複数の取引が比較的短い期間に行われているか否かを段階取引の法理適用にあたっての基準とするものである。時間的要素 (Time Factor) は、かねてより段階取引の法理適用にあたっての1つのテストとして提唱されていた<sup>150 151</sup>。時間的要素によるテスト (以下、「時間的要素テスト」という。) は、複数に分割された取引の統合可能性の論拠として使用され得る<sup>152</sup>。

### 3-2 段階取引の法理が具現化された例

段階取引の法理の考え方が包含された規定の1つに、1954年内国歳入法 § 334 (b) (2)<sup>153</sup> (以下、「旧 § 334 (b) (2)」という。) がある。なお、旧 § 334 (b) (2) の制定には、Kimbell-Diamond判決<sup>154</sup>及びK-D原則 (Kimbell-Diamond Doctrine) が密接に関わっている。ここでは、Kimbell-Diamond判決及びK-D原則を紹介したうえで、旧 § 334 (b) (2) を概観する。

#### 3-2-1 Kimbell-Diamond判決

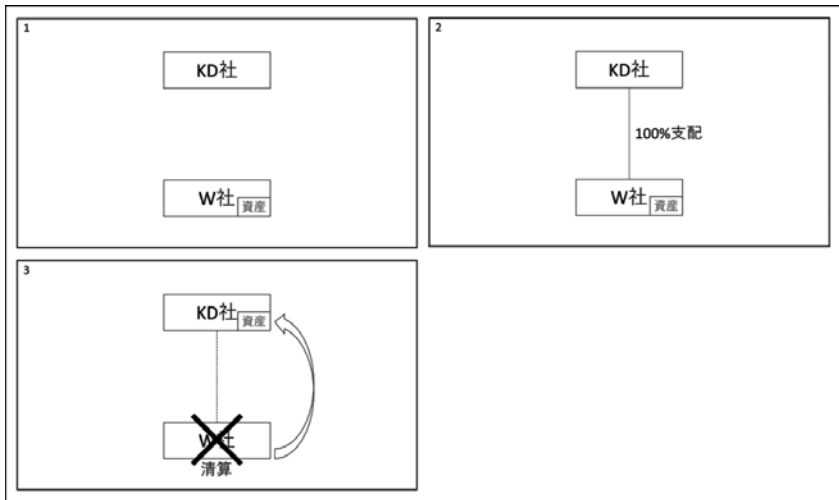
Kimbell-Diamond判決の概要は以下の通りである<sup>155</sup>。

1942年、Kimbell-Diamond Milling Company (以下、「KD社」という。) は所有する工場及び製粉設備などの資産を火災により焼失した。その後、



KD社は、その焼失した資産と同種の資産を保有するW社に目を付けた。KD社は、W社の全株式を取得後、1週間後に同社を清算し、資産の清算分配を受けた。なお、KD社がW社の株式を取得した唯一の目的は、株式取得後迅速なW社の清算により、同社の資産を取得することであった。【図9】は、KD社が行った取引（以下、「KD取引」という。）の図である。

【図9】KD取引



(出典：筆者作成)

KD社は、清算に係る資産の基礎価額（Basis）については、当時の清算に係る規定<sup>156</sup>に基づき、W社側における基礎価額を引き継いだ（Carry-Over Basis）が、課税庁は、本件取引における株式の取得と清算を資産の取得とみなして、基礎価額については原価主義（Cost Basis）を適用すべきである旨を主張した。

本件では、株式の取得とその後の清算を一体とみなして、これら一連の取引を資産の取得として扱うことができるのか、それとも、それぞれの取引を別々に考慮しなければならないのか、が重要な論点となった<sup>157</sup>。

裁判所は、課税の有無は取引の実質に依存することについて言及し、KD社の議事録及びKD社とW社との間で締結された契約から、KD社がW社の資産を取得することのみを意図していたことは明らかであるとした。加えて、これまで裁判所は、その結果が課税の賦課であるか課税の免除であるかを問わず、密接に関連する取引同士は一体とみなされ、納税者または課税当局のいずれによっても分離されないことを認めていることについて言及したうえで、本件におけるW社株式の取得及びその後の清算は、1つの取引、すなわち、KD社の唯一の意図であったW社の資産の取得として考慮されなければならないと判示した。

### 3-2-2 K-D原則

K-D原則とは、段階取引の法理から派生した判例法上の原則であり、ある法人が、清算により他の法人の資産を取得するため、当該他の法人の株式を取得した場合には、それら一連の取引を課税上は単一の取引（資産の取得）として取り扱うべきであるとする考え方である<sup>158</sup>。K-D原則は、清算に係る課税繰延という一般的なルールの例外であると説明されており<sup>159</sup>、Kimbell-Diamond判決をリーディングケースとして、1954年以前まで米国裁判所により採用されていた<sup>160</sup>。

K-D原則は、特定の取引を対象としている関係上、段階取引の法理そのものよりその適用の可否についての明確性に優れていたが、以下の2点が欠点として指摘されていた<sup>161</sup>。

- K-D原則は、課税庁側の専売特許というわけではなく、ときには納税者有利にも働くこともあったため、納税者としては、自分に都合の良いときは利用し、そうでないときは利用しないという選択の余地があった。
- 納税者の意図という非常に客観性に欠ける要素を判断基準としていた。

### 3-2-3 旧 § 334 (b) (2) の制定

1954年、議会はK-D原則に対応する規定である旧 § 334 (b) (2) を立法化することによって、K-D原則の欠点に対応した<sup>162 163</sup>。つまり議会は、K-D原則のような主観的なテストを成文化する代わりに、旧 § 334 (b) (2) を制定することによって客観的な基準を作成し、法律に一定の確実性を持たせようとしたのである<sup>164</sup>。

国内国歳入法 § 334 (b) (1) は、他の法人の完全清算における分配において、法人が財産を受け取った場合、分配を受けた者の手元にある財産の基礎価額は、譲渡人の手元にある場合と同じでなければならないというものであったが、旧 § 334 (b) (2) は、その例外規定として位置付けられていた<sup>165</sup>。旧 § 334 (b) (2) では、以下の要件のいずれにも該当する場合には、買収法人による買収対象法人株式の取得及び買収対象法人の清算を、実質的には買収法人による買収対象法人の資産の取得として扱い、買収対象法人の基礎価額の引継ぎを認めず、新たな基礎価額を計上することとされた<sup>166</sup>。

- ① 議決権を有するすべての種類の株式の総議決権の少なくとも80%、及びその他のすべての種類の株式（配当が制限され優先される無議決権株式を除く）の総株式数の少なくとも80%を保有する分配法人の株式が、12ヶ月以内の期間内に被分配者によって取得されたこと。
- ② ①における一連の取引の最後の日から2年以内に清算が行われたこと。

上記の要件②には、段階取引の法理適用にあたっての客観的な基準である時間的要素が考慮されていると推測される。

旧 § 334 (b) (2) は、客観性に優れていたが、以下の6つが欠陥として指摘されていた<sup>167</sup>。

- ① 清算が遅れた場合、株式取得後に発生した事象のために資産の基礎の計算が複雑になること、また、清算の遅れは、株式の取得は「本

当は」資産の取得であったというK-D原則と矛盾する。

- ② 買収法人が、株式ではなく資産の取得を意図していなかったとしても、ルールが自動的に適用されること。
- ③ 旧 § 334 (b) (2) の適用にあたっては、買収法人が買収対象法人をそのまま存続させたい場合でも、実際に清算することが要求されるため、買収法人の資産による会社再設立 (Reincorporation) の際には組織再編税制 (Reorganization Rules) が適用され、旧 § 334 (b) (2) の適用は排除される可能性がある。
- ④ 子法人の偶発債務の取り扱いについて、資産の基礎に適用される株価を決定する際に混乱が生じる。
- ⑤ 株価を営業権などの資産にどのように配分させるかが明確ではない。
- ⑥ 買収法人が、買収前または買収後の様々なプランニングにより、旧 § 334 (b) (2) を適用するか否かの税法上の選択をすることができる。

### 3-2-4 旧 § 334 (b) (2) の廃止

議会は、上記の欠点に対応するため、旧 § 334 (b) (2) を廃止し、新たに内国歳入法 § 338<sup>168</sup> (以下、「§ 338」という。) を制定した<sup>169</sup>。§ 338は、買収法人が適格株式取得 (Qualified Stock Purchase)<sup>170</sup>を行った際、当該適格株式取得を資産の取得として扱うことを選択することを認める制度である<sup>171</sup>。

§ 338を選択すると、適格株式取得を行った際に、買収対象法人の資産を一括して公正価値で売却したものとして扱われる<sup>172</sup>。買収対象法人は、仮定の資産売却に伴う損益を認識しなければならないが、その後、資産の取得原価を基礎とし、以前の税法上の属性は何も持たない新たな法人として復活する<sup>173</sup>。買収対象法人が清算された場合、この基礎価額は、子法人の清算に関する規則に基づき、単に親法人に引き継がれる<sup>174</sup>。

§ 338は、K-D原則及び旧 § 334 (b) (2) とは異なり、株式の買い手が、その資産の基礎価額を算定するために買収対象法人を清算することを要求していないため、その適用上、買収法人 (A社) が買収対象法人 (T社) の存続を望んでいる場合に好都合である<sup>175</sup>。よって、§ 338の下では、12ヶ月以内に買収対象法人の80%以上の支配権を取得した法人は、「§ 338の選択を行わず、T社を存続させ、T社の資産及びその他の税法上の属性に影響を与えない」、「§ 338の選択を行わず、T社を § 332に基づき非課税で清算し、T社の資産及びその他の税法上の属性を引き継ぐ」、「§ 338の選択を行い、取引を資産取得として処理し、『新T社』がその資産の取得原価を基礎とし、従前の税法上の属性をすべて除去する」、「§ 338の選択を行い、T社を清算する」という4つの選択を迫られることになる<sup>176</sup>。なお、A社が、「§ 338の選択を行わず、T社を § 332に基づき非課税で清算し、T社の資産及びその他の税法上の属性を引き継ぐ」を選択した際、T社の資産をT社における基礎価額のまま引き継いでしまうが、そのときは、場合によって段階取引の法理が有効となる可能性がある<sup>177</sup>。

### 3-3 小括

米国判例法には、統合された取引は、独立した個々の取引に分割することはできず、逆に、相互に関連する個々の取引は、課税上一体のものとして取り扱われなければならないとする段階取引の法理が存在する。段階取引の法理の適用にあたっては、対象となる複数の取引が比較的短期間で行われているか否かで判断する時間的要素テストなどが提唱されている。

米国ではかつて、ある法人が、他の法人の資産を非課税で取得するため、一段階目で、当該他の法人の株式の取得により支配関係を構築し、二段階目で、当該他の法人を清算するといった段階取引スキームが問題視されていた。このような段階取引スキームに対し、当初はK-D原則という、段階取引の法理から派生した判例法上の理論で対処していた。K-D原則とは、ある法人が、他の法人の資産を当該他の法人の清算により取得するため当該他の法

人の株式を取得した場合には、当該株式取得と清算を資産の取得として取り扱うべきであるとする考え方である。

その後米国議会は、客観性の確保等の観点から、段階取引の法理の考え方を包含した個別的な規定を創設し、段階取引スキームに対処した。当初創設された旧内国歳入法 § 334 (b) (2) は、支配関係構築後2年以内の清算は実質的には子法人の資産の取得と課税上はみなすという内容のものであった。

## 第4章 米国法からの示唆とわが国への提言

### 4-1 米国における段階取引への対応

米国には、ある法人が他の法人の資産を非課税で取得するため、一段階目で当該他の法人の株式の取得により支配関係を構築し、二段階目で当該他の法人を清算するといった段階取引スキームに対して、段階取引の法理やK-D原則、あるいは、それらの考え方を包含した個別規定で対応してきたという歴史がある。

段階取引の法理とは、統合された取引は、独立した個々の取引に分割することはできず、逆に個々の取引の合計は、課税上全体として取り扱われなければならないとする考え方であり、米国裁判所が採用している判例法上の理論である。段階取引の法理適用にあたっては、取引の最終結果を納税者が当初から意図していたか否かで判断する最終結果テスト、2つ以上の取引が相互依存関係にあるか否かで判断する相互依存テスト、最初の取引を行った後に次の取引を行う旨の契約等が交わされているか否かで判断する拘束的約定テスト、あるいは、対象となる複数の取引が比較的短期間で行われているか否かで判断する時間的要素テストなどが提唱されている。

K-D原則は、段階取引の法理から派生した判例法上の原則であり、ある法人が、清算により他の法人の資産を取得するため、当該他の法人の株式を取

得た場合には、それら一連の取引を課税上は資産の取得として取り扱うべきであるとする考え方である。つまり、段階取引の法理が普遍的な理論であるのに対し、K-D原則は特定の理論である。ただ、K-D原則には、納税者の意図というような客観性に欠ける要素を適用にあたっての判断基準としていることなど、問題点があった。そこで米国議会は、段階取引の法理の考え方を包含した個別的な規定を創設することで客観性を確保し、株式取得と清算を組み合わせた段階取引スキームに対処した。

当初創設された旧 § 334 (b) (2) は、支配関係構築後2年以内の清算は、実質的には子法人の資産の取得と課税上はみなす内容のものであった。つまり、一定期間内に行われた株式取得と清算という2つの取引を、実質的には資産の取得という1つの取引とみなして、課税要件を課すのである。この規定の適用にあたっては、時間的要素が考慮されており、客観性に優れていた。しかし、形式的な基準を採用した関係上、経済合理的な取引までも規制してしまうといったような過剰包摂の問題等が顕在化した。

このような問題に対処すべく、その後継となった現在の規定である § 338 は、選択制の制度となっている。具体的には、買収法人による買収対象法人の株式の80%以上の取得を資産の取得と同一視するか否かの選択を買収法人に与えるというものである。

#### 4-2 望ましい対応方法

最後に、米国の議論を参考に、株式交付と合併を組み合わせた段階取引に課税上どのように対処すべきかについて検討する。

制定法主義を採用しているわが国には段階取引の法理のような判例法上の法理は存在しない。ただ、段階取引への対抗措置として、米国法、特に旧 § 334 (b) (2) を参考とした個別的な対抗規定を創設することは可能である<sup>178</sup>。旧 § 334 (b) (2) の要件は、段階取引の法理の適用にあたっての1つのテストである時間的要素テストを具現化したものである。時間的要素は、段階取引を否認する際の判断基準としては客観性に優れており、納税者

の予測可能性を担保できる。本稿で問題としている税負担軽減スキームを防止する際のメルクマールとして、時間的要素は有効に機能するであろう<sup>179</sup>。なお、わが国には、この時間的要素を反映していると考えられる規定が既に存在する。それは、組織再編税制に係る未処理欠損金額の引継制限規定における「5年超要件」である（法人税法57条3項）。

法人税法上、適格合併等が行われた場合には被合併法人等が有する未処理欠損金額は合併法人等へ引き継ぐことができる（法人税法57条2項）が、ある一定の要件に該当する場合には、未処理欠損金額の引継ぎを認めないこととされている。その要件の1つが、5年超要件である。5年超要件とは、合併法人等と被合併法人等との間に当該合併法人等の適格合併等の日の属する事業年度開始の日の5年前の日から継続して支配関係があると認められない一定の場合には、被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎを制限するというものである。5年超要件は、時間的要素により、支配関係構築後一定期間内に行う適格合併等による未処理欠損金額の引継ぎという租税回避行為を規制しているものであるといえる。

一定期間内に行われた2つの取引を、実質的には1つの取引として課税上は扱うこととしている旧§334(b)(2)を参考とした、株式交付と合併を組み合わせた段階取引に係る課税問題への個別的な対抗規定の設計としては、株式交付後一定期間内に合併が行われた場合、課税上は、直接合併が行われた場合と同様の課税要件を課すという方向性のものになろう<sup>180</sup>。つまり、株式交付後一定期間内に行う合併を適格合併とするためには、たとえ当該合併が「100%企業グループ内の合併」や「50%超100%未満企業グループ内の合併」に該当しようと、「共同事業を行うための合併」に係る適格要件と同様の要件を求めるのである。こうすることにより、株式交付と合併を組み合わせることによる適格要件回避を防止することができる。また、一段階目の株式交付で金銭等が交付されている場合、後の合併は金銭等が交付されないものであっても、取引全体としては金銭等不交付要件を満たさないものとす



ると、対抗規定全体の構造の整合性は良くなる<sup>181</sup>。

上記の対抗規定をそのまま創設した場合、株式交付後一定期間内に行われる合併という取引を全面的に規制することになる<sup>182</sup>。株式交付後に合併を行うという取引のすべてが税負担軽減目的で行われるものであるとは限らない。そのような取引の中には、経済合理性を有するものも含まれているはずである。そのため、株式交付後一定期間内の合併であっても、納税者により経済合理的な理由が立証されるような場合には、救済も認められるべきであろう。

なお、株式交付制度に対応する課税規定を法人税法の組織再編税制の関連規定として整備することに関する議論がいくつか存在する<sup>183</sup>。株式交付税制の立案担当者は、株式交付税制を組織再編税制として整備しなかった理由について言及していたものの、将来的に株式交付税制が組織再編税制に組み込まれる可能性を否定することはできない<sup>184 185</sup>。株式交換税制と同様、株式交付税制も中立性等の観点<sup>186</sup>から組織再編税制へ組み込まれれば、株式交付と合併を組み合わせた段階取引に係る課税問題は、結果として解消されることになろう。ただ、本稿は、そのような課税問題への個別的な解決策を探ったものである。

## 終章 おわりに

本稿では、直接合併を行うのではなく、株式交付後に合併を行うという段階取引に課税上どのように対処すべきかを検討した。

わが国ではかつて、株式交付と類似の取引である株式交換と、合併等の組織再編成を組み合わせた段階取引が課税上問題とされていたが、中立性等の観点から株式交換税制が組織再編税制に組み込まれることによって、そのような問題は結果的に解消されるに至った。

米国では、ある法人が、他の法人の資産を非課税で取得するため、一段階

目で、当該他の法人の株式の取得により支配関係を構築し、二段階目で、当該他の法人を清算するといった段階取引スキームが問題視されていたところ、段階取引の法理やK-D原則、あるいはそれらの考え方を包含した個別規定で対応してきた歴史がある。

段階取引の法理とは、米国裁判所が採用してきた判例法上の1つの理論であり、相互に関連する個々の取引を課税上一体のものとして取り扱われなければならないとする考え方である。段階取引の法理の適用にあたっては、対象となる複数の取引が比較的短期間で行われているか否かで判断する時間的要素テスト等が提唱されていた。

米国裁判所では、段階取引の法理から派生したK-D原則が導き出され、その後、同原則をベースに、支配関係構築後2年以内の清算は実質的には子法人の資産の取得と課税上はみなすという旧§ 334 (b) (2) が制定化された。これは、一定期間内に行われた2つの取引を、実質的には1つの取引として、課税することを意味する。

わが国には、段階取引の法理は存在しないが、株式交付と合併を組み合わせた段階取引への個別的な対応方法として、米国学、特に旧§ 334 (b) (2) を参考とした個別的な対抗規定を創設することは一考に値する。なぜなら、旧§ 334 (b) (2) は、客観性に優れた時間的要素が考慮されており、同規定を参考とした規定は、納税者の予測可能性等を確保することができるためである。したがって、株式交付後一定期間内に合併が行われた場合には、課税上は、直接合併を行った場合と同様の要件、つまり、当該合併を適格とするためには「共同事業を行うための組織再編成」に係る適格要件を求めるといった対抗措置を整備することが望ましい。ただし、このような対抗規定を導入した場合、株式交付後の合併を全面的に規制することになる。そのため、株式交付後一定期間内の合併であっても、納税者により経済合理性が立証される場合には、救済も認められるべきであろう。

なお、本稿では、株式交付と合併以外の組織再編成との段階取引に関する

る検討を行うまでには至らなかった。株式交付税制と法人税法132条の2との関係や、株式交付税制と組織再編税制間における税制そのものの不整合など、株式交付をめぐるいくつかの課税問題は依然として残されている。これらは今後の研究課題としたい。

### 【脚注】

- 1 M&Aという用語に法令上明確な定義があるわけではないが、M&Aとは、ある会社又は事業を他の当事者が譲り受けたり、他の当事者の事業と統合したりする取引のことをいう（西村あさひ法律事務所『M&A法大全（上）〔全訂版〕』56頁（商事法務、2019））。狭義のM&Aは、組織再編成とはほぼ同義であるが、広義のM&Aは、狭義のM&Aに加えて、資本参加や合併会社の設立等が含まれるとされている（梶博義「組織再編とは？」（2023年10月27日）（<https://www.ma-cp.com/about-ma/reorganization/>、2024年1月31日最終閲覧））。
- 2 日本製鉄株式会社「米国United States Steel Corporationの買収について」（2023年12月18日）（[https://www.nipponsteel.com/common/secure/ir/library/pdf/20231218\\_100.pdf](https://www.nipponsteel.com/common/secure/ir/library/pdf/20231218_100.pdf)、2024年1月31日最終閲覧）。
- 3 太田洋編『〔第4版〕M&A・企業組織再編のスキームと税務～M&Aを巡る戦略的プランニングの最先端～』89頁（大蔵財務協会、2019）。
- 4 大蔵財務協会『平成13年版 改正税法のすべて』132頁（大蔵財務協会、2001）；大島恒彦=小島昇編『企業組織再編税制のすべて』9-10頁（中央経済社、2002）。
- 5 スピン・オフとは、会社が自発的に事業の一部を分離し、新たな会社を設立することをいう（西村あさひ法律事務所・前掲注1 12頁）。
- 6 スクイーズ・アウトとは、対価を金銭に限定することなく、少数株主の有する対象会社の株式の全てを、個別の承諾なしに取得することをいう。なお、対価を金銭に限定したものを、キャッシュ・アウトという。詳しくは、西村あさひ法律事務所・前掲注1 315頁。
- 7 中村慈美『令和5年版 図解 組織再編税制』7頁（大蔵財務協会、2023）。
- 8 税制調査会「平成13年度の税制改正に関する答申」18頁（2000）；水野忠恒「企業組織再編税制改正の基本的考え方」別冊商事法務252号71頁（2002）。
- 9 税制調査会・前掲注8 19-21頁；木村美由紀「組織再編税制における『移転資産に対する支配の継続性』及び『株主の投資の継続性』に関する一考察」税務大学校論叢100号38-41頁（2020）。
- 10 大蔵財務協会編『詳解 企業組織再編税制』17頁（大蔵財務協会、2001）；佐藤信祐『M&A・組織再編成の税務詳解Q&A』2頁（中央経済社、2020）；朝長英樹『現代税制の

現状と課題（組織再編税制編）』11頁（新日本法規出版、2017）。

- 11 合併による資産等の譲渡に関するものは法人税法62条、適格合併に関するものは法人税法62条の2などに規定されている。
- 12 朝長・前掲注10 13-14頁。
- 13 岡村忠生ほか「(座談会) 日本のM&A税制の到達点と改革の視点—新株式交換税制、三角合併税制、組織再編税制の問題点」MARR 141号14頁（2006）；朝長英樹=山田博志「会社分割等の組織再編成に係る税制について」租税研究614号58頁（2000）。
- 14 朝長・前掲注10 13-14頁。
- 15 水野・前掲注8 71頁。
- 16 ただし、剰余金の配当等として交付される金銭等を除く。
- 17 朝長・前掲注10 13-27頁を参考にした。
- 18 完全支配関係継続要件とは、合併前に当該合併に係る被合併法人と合併法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係があること又は、合併前に当該合併に係る被合併法人と合併法人との間に同一の者による完全支配関係があり、かつ、当該合併後に当該同一の者と当該合併に係る合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続することが見込まれていることを求める要件である。
- 19 支配関係継続要件とは、合併前に当該合併に係る被合併法人と合併法人との間にいずれか一方の法人による支配関係があること又は、合併前に当該合併に係る被合併法人と合併法人との間に同一の者による支配関係があり、かつ、当該合併後に当該同一の者と当該合併に係る合併法人との間に当該同一の者による支配関係が継続することが見込まれていることを求める要件である。
- 20 従業者引継要件とは、合併に係る被合併法人の当該合併の直前の従業者のうち、その総数のおおむね80%以上に相当する数の者が当該合併後に当該合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていることを求める要件である。
- 21 主要事業継続要件とは、合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併法人において引き続き行われることが見込まれていることを求める要件である。
- 22 事業関連性要件とは、合併に係る被合併法人の被合併事業と当該合併に係る合併法人の合併事業が相互に関連するものであることを求める要件である。
- 23 事業規模要件とは、合併に係る被合併法人の被合併事業と当該合併に係る合併法人の合併事業のそれぞれの売上金額、当該被合併事業と合併事業のそれぞれの従業者の数、当該被合併法人と合併法人のそれぞれの資本金の額若しくは出資金の額若しくはこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね5倍を超えないことを求める要件である。
- 24 特定役員引継要件とは、合併前の被合併法人の特定役員のいずれかと合併法人の特定役員のいずれかとが当該合併後に当該合併に係る合併法人の特定役員となるが見込まれていることを求める要件である。
- 25 株式継続保有要件とは、合併により交付される当該合併に係る合併法人等の株式であって支配株主に交付されるものの全部が支配株主により継続して保有されることが見込まれ

- ていることを求める要件である。平成29年度税制改正以降は、合併の直前に被合併法人の支配株主が存在する場合にのみ適用される要件となった。
- 26 岡村忠生ほか『租税法〔第4版〕』38頁（有斐閣、2023）。
- 27 大蔵財務協会・前掲注4 243-244頁。
- 28 ここでいう株式対価M&Aとは、自己の株式対価あるいは自己の株式と金銭の混合対価による企業買収のことを指すものとする。
- 29 大石篤史ほか編『税務・法務を統合したM&A戦略（第3版）』185頁（中央経済社、2022）；浅岡義之「M&Aにおける混合対価の活用促進に向けて—その意義と制度的な課題—」MARR 307号18頁（2020）。
- 30 浅岡・前掲注29 21頁（2020）。
- 31 首相官邸「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」（中短期工程表）125頁（2017年6月9日）（[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017\\_t.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf), 2024年1月31日最終閲覧）。ここでは、「株式を活用した再編の促進策も含め、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための方策について広く関係制度の検討を行い、必要な制度的対応を講じる」とされていた。
- 32 首相官邸「成長戦略フォローアップ」78頁（2021年6月18日）（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2021.pdf>, 2024年1月31日最終閲覧）。
- 33 坂尻健輔「実施上のポイントを示唆 上場会社における株式交付事例の分析」ビジネス法務22巻6号103頁（2022）；大和総研「株式対価M&A—株式交付制度の戦略的活用—」7頁（2022年3月24日）（[https://www.dir.co.jp/report/consulting/ma\\_valuation/20220324\\_022922.pdf](https://www.dir.co.jp/report/consulting/ma_valuation/20220324_022922.pdf), 2024年1月31日最終閲覧）；邊英基=坂尻健輔『株式交付の法務詳解Q&A』22頁（中央経済社、2023）；盛里吉博「株式交付を用いた子会社化事例の分析」資料版商事法務455号31頁（2022）。
- 34 日本における上場会社の割合はわずか1%にも満たない。
- 35 株式交付は、他の会社を子会社化するための制度であるが、完全子会社化も可能であり、そのような事例は実務において確認されている。詳しくは、朝長英樹=中川里奈「株式交換等による持株会社化における税務上の留意点」野村資産承継18号43頁（2021）；北村導人=山田裕貴「時事解説 会社法改正中間試案における『株式交付』制度の概要と税制上の課題」税務弘報66巻8号72頁（2018）；「株式交付のM&A、メリットは？—大江橋法律事務所パートナー関口智弘氏に聞く、資金が少なくても買収可能—」日経産業新聞11頁（2022年7月8日）。
- 36 株式交付制度利用拡大に伴う日本経済全体の活性化を期待する声として、佐藤修二=野口大資「株式交付制度の創設」税経通信76巻4号94頁（2021）；八ツ尾順一「改正会社法の施行に伴う法人税実務の留意点～株式交付制度を中心に」税理64巻8号153頁（2021）。
- 37 江頭憲治郎『株式会社法〔第8版〕』989頁（有斐閣、2021）；神田秀樹『『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅶ〕』旬刊商事法務2197号5頁（2019）。
- 38 江頭・前掲注37 989頁；神田・前掲注37 5頁。
- 39 江頭・前掲注37 989頁；神田・前掲注37 5頁。

- 40 神田・前掲注37 5頁；黒田裕「株式交付を用いた株対価公開買付け」別冊商事法務454号274頁（2020）。なお、わが国における株式対価M&Aに係る法整備に関するものとして、浅岡・前掲注29 16頁；浅岡義之「上場会社を取り巻くガバナンス法制等の最新動向と先端実務—日本企業の国際競争力強化に向けて—IV混合対価M&Aに係る法整備の必要性—攻めのガバナンスのための混合対価M&Aの活用—」旬刊商事法務2236号23頁（2020）；太田洋「株式対価、そして混合対価によるクロスボーダーM&Aの活性化に向けて」MARR 294号22頁（2019）；田村俊夫「組織再編税制の残された課題～キャッシュマージャー、混合対価、三角合併～」資本市場リサーチ43号90頁（2017）。
- 41 神田・前掲注37 5頁。
- 42 A社とT社は共に株式会社である。
- 43 株式交換については第2章で詳しく扱う。
- 44 神田・前掲注37 5頁は、「株式交付は、……親子会社関係がなかった株式交付親会社と株式交付子会社との間に親子会社関係が創設されるという点において、いわば部分的な株式交換として、株式交換のような組織法上の行為と同様の性質を有すると考えられるという考え方を基礎としている。」としている。
- 45 組織再編成の手法は、資産移転型と株式移転型に大別することができるが、株式交付は、株式交換と同様、株式移転型の手法であるとされている（高橋美加ほか『会社法〔第3版〕』463-471頁（弘文堂、2020）；中東正文「株式交付制度の導入と組織再編法制の揺らぎ」久保大作ほか編『吉本健一先生古稀記念論文集 企業金融・資本市場の法規制』332頁（商事法務、2020））。
- 46 神田秀樹『会社法〔第25版〕』422頁（弘文堂、2023）。
- 47 神田・前掲注37 6頁。
- 48 神田・前掲注37 6頁。柴田和史『会社法詳解〔第3版〕』481-482頁（商事法務、2021）は、株式交付は「任意的株式交換」、株式交換は「強制的株式交換」と表現することができるとしている。
- 49 竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説」別冊商事法務454号56-57頁（2020）。
- 50 議決権の過半数に至らない株式の取得などにも株式交付を利用することができるような設計も可能であったとする指摘もあり、今後の株式交付制度の利用状況を踏まえて、その利用範囲が広がることを期待する声の実務界から挙げられているが、これらのケースに対しても株式交付を利用することができるものとする、制度の外延が過度に広範なものとなり、かえって適切な制度内容とすることが困難となる可能性があることから、現行のような設計になっているとされている。詳しくは、大杉謙一「株式交付制度」別冊商事法務454号202頁（2020）；神田・前掲注37 6頁；野澤大和「株式交付制度の創設」別冊商事法務454号204頁（2020）；法務省民事局参事官室「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」別冊商事法務461号145頁（2021）。
- 51 神田・前掲注37 6頁。子会社の規定に関しては、会社法施行規則3条3項参照。
- 52 例えば、大杉謙一「株式交付制度への期待」旬刊商事法務2168号21頁（2018）；金融商品取引法研究会（報告者：武井一浩）「株対価M&A/株式交付制度について」7-9頁（日

- 本証券経済研究所、2020)；経済産業省「令和2年度税制改正(租税特別措置)要望事項」(2019年8月30日)([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2020/request/meti/02y\\_meti\\_k\\_06.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/request/meti/02y_meti_k_06.pdf), 2024年1月31日最終閲覧)。その理由としては、株式交付子会社の株主の株式譲渡益等の課税繰延措置が認められなければ、株式交付の利用が進まないおそれがあったためである(野澤・前掲注50 204頁)。
- 53 経済産業省・前掲注52。
- 54 自由民主党・公明党「令和2年度税制改正の大綱」104頁(2019)。
- 55 小山浩「税務からみた 株式交付制度の活用可能性」ビジネス法務22巻6号108頁(2022)は、株式交付税制創設について、「これまで株式対価M&Aは、税制上の問題が利用を阻害する要因の1つとされていたことから、当該税制改正によって株式交付の活用が促進されると思われる」と評価している。
- 56 大蔵財務協会「令和3年版 改正税法のすべて」661頁(大蔵財務協会、2021)。
- 57 株式交付税制は、政策税制であるとされている(大蔵財務協会『令和5年版 改正税法のすべて』414頁(大蔵財務協会、2023)；渡辺徹也「株式対価M&Aとしての株式交付と課税」税務事例研究186号31頁(2022))。
- 58 【図5】では、乙・丙が該当する。
- 59 自由民主党・公明党「令和3年度税制改正の大綱」42頁(2020)。このような取り扱いには、各界から寄せられていた期待に応えるものであった。
- 60 この数字には、法人税法50条の交換税制に係る交換差金の上限が勘案されているといわれている(大蔵財務協会・前掲注56 662頁)。
- 61 この割合が80%以上であるか否かの判定は、株主ごとに行われる(渡辺徹也『スタンダード法人税〔第3版〕』327頁(弘文堂、2023))。
- 62 渡辺・前掲注57 32頁。
- 63 大蔵財務協会・前掲注56 662頁。
- 64 大蔵財務協会・前掲注56 662頁。
- 65 なぜ任意の株式の譲渡であれば組織再編成における課税繰延の根拠になり得ないのかは不明である(渡辺・前掲注57 35頁)。長戸貴之「企業支配権移転局面における課税繰延措置に関する一考察—株式交付などの株式対価M&Aを題材に—」学習院大学法学会雑誌56巻1号152頁(2020)は、組織再編税制に該当するか否かの判断基準に「強制的」であるか「任意」であるかを用いることは説得的でない理由を理論的に説明している。
- 66 大蔵財務協会・前掲注56 664頁。
- 67 渡辺・前掲注57 40頁。
- 68 朝長=中川・前掲注35 44頁。なお、株式交付税制と法人税法132条の2の関係に関する先行研究として、平川雄士「組織再編関連の税務法務：未解決の問題と試論」租税研究889号10頁(2023)。
- 69 森浩之=仁田順哉「上場企業等オーナーのための資産管理会社における株式交付制度活用上の留意点」旬刊経理情報1659巻40頁(2022)；「株式交付で『私的節税』M&A新手法、資産管理会社に利用 専門家の是非割れる」日本経済新聞19頁(2022年9月5日)。

- 70 鈴木一水「株式交付を使った税負担削減」税務事例研究193号2頁（2023）。
- 71 令和4年度税制改正により、個人の持株割合及びその個人を同族会社の判定の基礎となる株主とした場合に同族会社に該当する会社の持株割合の合計が3%以上となる会社から受け取る配当所得は総合課税の対象とされることとなった（鈴木・前掲注70 2頁）。
- 72 非同族の同族会社とは、同族会社であることについての判定の基礎となった株主のうち同族会社でない法人又は人格のない社団等がある場合において、当該法人又は人格のない社団等をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同族会社となる会社以外の同族会社のことをいう。
- 73 令和5年10月までに、駆け込みによる株式交付税制の利用が目立ったとされている（「上場会社オーナー『禁断』節税 事業再編の想定外利用 改正前に駆け込み」日本経済新聞21頁（2023年10月2日））。なお、令和5年度税制改正にて株式交付税制の適用が除外されたのは、株式交付後に株式交付親会社が同族の同族会社（非同族の同族会社以外の同族会社）に該当する場合であり、当該会社が資産管理会社であるか否かは問われない（匿名記事「R5改正 株式対価M&A税制で同族会社を除外」税務通信3743号7頁（2023））。
- 74 自由民主党・公明党「令和6年度税制改正の大綱」6-7頁（2023）にて、政策税制については、今後は客観的なデータに基づき分析・検証を行っていくという方向性が示された。これから先は、政策税制としての株式交付税制の効果が厳しく問われることになるであろう。
- 75 大蔵財務協会・前掲注57 414頁。
- 76 令和5年度税制改正について言及しているものとして、村崎一貫「株式交付制度に関する令和5年度税制改正による規制の実務的な影響」税経通信78巻6号75頁（2023）；大石篤史「株式対価M&Aを阻害しないための株式交付税制のあり方」MARR 20頁（2023）。同改正により、上場会社オーナーによる株式交付を用いた私的な節税スキームは防がれることとなったことが指摘されている。つまり、スタートアップ企業やベンチャー企業のように、創業者等により株式の過半数が保有されている同族会社が、株式交付により他社を子会社化する際、株式交付後においても当該同族会社が同族の同族会社に該当すれば、当該株式交付は、株式交付税制の適用対象外となってしまうのである（石田昌朗「令和5年度税制改正で同族の同族会社が適用除外に 改正株式交付税制の実務ポイント」税務弘報71巻4号85頁（2023））。
- 77 このような問題は分割型分割等でも起こり得るが、本稿では合併についてのみ取り扱うこととする。
- 78 渡辺徹也「株式対価M&Aと課税一株式交付に対応する課税制度のあり方」早稲田法学95巻3号848頁（2020）は、「課税繰延の要件や非適格となった場合の扱いが、法人税法本法より緩やかであった場合、株式交付によりいったん支配関係を構築してしまえば、その後、支配関係企業グループ内の組織再編成を行うことで、共同事業再編成に係る要件を回避することが可能になる」としていた。
- 79 ここでいう金銭等不交付要件を満たすことができない状況とは、甲は金銭交付を特には



- 望んでいないが、乙・丙は対価のうち20%を超えない範囲の金銭交付を望んでいる場合を想定する。
- 80 A社は同族の同族会社ではないとする。
- 81 当該合併は直接支配関係のある法人間による合併であるため、支配関係継続要件は満たしているものとされる（法人税法施行令4条の3第3項1号）。
- 82 仮に、A社が株式交付を用いてT社を完全子会社化することができれば、株式交付後の合併は、「100%企業グループ内の合併」に該当するため、金銭等不交付要件と完全支配関係継続要件を満たすのみで、後の合併を適格合併とすることができる。また、法人税法2条12号の8において、合併法人等が被合併法人等の株式等の2/3以上を保有している場合は、合併等に際し被合併法人の少数株主に金銭等を交付しても、当該合併は金銭等不交付要件を満たすものとする措置が講じられている（スキーズ・アウト税制）。そのため、一段階目の株式交付の段階でA社がT社の発行済株式の2/3以上を獲得することができれば、二段階目の合併でスキーズ・アウト税制の適用を受けることができ、少数株主に金銭等を交付しても当該合併を適格合併とすることが可能となる。
- 83 ただし、株式交付により交付を受けた金銭の額に対応する部分の金額を除く。
- 84 会社法749条3項により、T社が種類株式発行会社であるときその他一定の場合でない限り、甲のみに金銭等を交付しないということではできない。
- 85 甲・乙・丙に対する金銭交付はなく、金銭等不交付要件を満たすことができるが、その他要件のいずれかを満たすことができない場合、T株の譲渡損益は計上されないが、みなし配当が認識されることとなる。
- 86 一段階目で、A社が株式交付ではなく、金銭を対価として、T社と支配関係を構築すると、その時点で株主段階での課税が生ずることとなる。なお、金銭対価による企業買収と合併等の組織再編成を組み合わせたスキームは、実務では良く行われているとされている（佐藤信祐『組織再編における包括的租税回避防止規定の実務』120-122頁（中央経済社、2009））。
- 87 金子宏『租税法〔第24版〕』133-134頁（弘文堂、2021）。
- 88 岡村ほか・前掲注26 39頁。また、米国裁判所は、「まっすぐな道の先にある結果が、曲がりくねった道を通ったからといって、別の結果になることはない」と判示している。See *Minnesota Tea Co. v. Helvering*, 302 U.S. 609, 613 (1938)。
- 89 平成9年の独占禁止法改正による持株会社の解禁は、企業の国際的な競争力の強化等が目的であった（原田晃治「株式交換等に係る平成11年改正商法の解説〔上〕」旬刊商事法務1536号5-6頁（1999））。
- 90 福島洋尚「株式交換・株式移転制度と会社法」法律時報75巻4号8頁（2003）。
- 91 抜け殻方式とは、ある会社が現物出資等を用いて事業を子会社に移転することにより、自身が持株会社化する方法である（江頭憲治郎「持株会社の設立」資本市場法制研究会編『持株会社の法的諸問題』18-19頁（資本市場研究会、1995））。
- 92 福島・前掲注90 8-9頁。
- 93 福島・前掲注90 8頁。また、株式交換制度創設には、当時のわが国経済における不

- 況も背景にあったといわれている。詳しくは、柴田和史『教養としての「会社法」入門』361-362頁（日本実業出版社、2022）。
- 94 神田・前掲注46 420頁。
- 95 以下、特に断りのない限り株式交換についてのみ取り扱うこととする。
- 96 A社は株式会社又は合同会社である。
- 97 福島・前掲注90 9頁。
- 98 神田・前掲注46 422頁。
- 99 神田・前掲注46 420頁；西村あさひ法律事務所『M&A法大全（下）〔全訂版〕』401頁（商事法務、2019）。金子宏『租税法〔第8版増版〕』326-327頁（2002）は当時、株式交換が企業買収等にも利用される可能性があることについて指摘していた。
- 100 渡辺徹也『企業組織再編成と課税〔租税法研究双書7〕』83頁（弘文堂、2006）。
- 101 大蔵財務協会『平成11年版 改正税法のすべて』329頁（大蔵財務協会、1999）。
- 102 株式交換完全子会社のこと。
- 103 株式交換完全親会社のこと。
- 104 法人株主の場合は帳簿価額。
- 105 この要件は、A社によるT株の取得価額の非課税ステップアップを防止することが目的であったと考えられている（渡辺・前掲注78 828頁）。
- 106 当時の株式交換は、その税制の柔軟性から、グループ企業内の再編成、上場会社による企業買収、共同持株会社の設立など、様々な用途に利用されていた（黒木敬介「社会環境の変化に適応した 税務に役立つ 知っておきたい経済・金融手法別関連基礎知識 M&Aの手法と税務編（7）株式交換・株式移転の手續と課税関係」税/ぎょうせい編59巻7号137頁（2004））。
- 107 組織再編税制と措置法株式交換税制の不整合を指摘するものとして、西本靖宏「株式交換・持株会社税制」租税法研究31号21頁（2003）；長谷川芳孝「株式交換・移転税制改革とM&Aの行方」MARR 141号21頁（2006）；渡辺徹也「株式交換・株式移転と税制」法律時報75巻4号12頁（2003）。
- 108 このような問題は分割型分割等でも起こり得るが、ここでは合併についてのみ取り扱う。
- 109 大蔵財務協会『平成18年版 改正税法のすべて』299頁（大蔵財務協会、2006）。
- 110 大蔵財務協会・前掲注109 299頁。
- 111 大蔵財務協会・前掲注109 299頁。
- 112 大蔵財務協会・前掲注109 299頁。
- 113 大蔵財務協会・前掲注109 299頁。
- 114 大蔵財務協会・前掲注109 299頁。
- 115 渡辺徹也「株式交換と平成18年度税制改正」税務弘報54巻11号8頁（2006）。
- 116 税制調査会・前掲注8 22頁；水野忠恒「政府税制調査会『平成13年度の税制改正に関する答申』の解説」租税研究617号18頁（2001）。また、株式交換の実質は、組織再編成とは異なるものではないため、その課税規定は、いずれは組織再編税制と統合されるべき

- であるとの意見が多く寄せられていた。詳しくは、水野忠恒『大系租税法〔第4版〕』665頁（中央経済社、2023）；中村慈美=内山裕『全訂版 企業組織再編の法人税務』5頁（大蔵財務協会、2007）；渡辺・前掲注107 15頁参照。
- 117 渡辺・前掲注115 8頁。組織再編税制としての株式交換税制は、合併税制との整合性を基本として構築されている（武田昌輔「非適格株式交換の場合の評価損益の計上と不完全株式交換」税経通信62巻1号207頁（2007））。
- 118 時価評価対象資産とは、固定資産、棚卸資産に該当する土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産のことを指すが、帳簿価額が1,000万円に満たないもの等は除かれる（法人税法施行令123条の11）。
- 119 非適格株式交換後の適格合併等による資産の課税繰延での移転を防止することが趣旨であると考えられている（渡辺・前掲注115 16-17頁）。平成18年度税制改正時、立案担当者は、「株式交換を利用する組織再編成をみると、株式交換によってグループ化した上で、その後株式交換完全子法人の事業を合併、分割等によりグループ内の法人に移転する実体も多いことを考慮して、2回目の組織再編成が見込まれている場合の手当てが合併税制に比して広範に講じられています」と説明していた（大蔵財務協会・前掲注109 300頁）。一方で、時価評価課税制度は、非適格合併と非適格株式交換の整合性を調整するための制度であると考えられることも不可能ではない（平井伸央「株式交換完全子法人における資産の時価評価」税経通信72巻2号124頁（2017））。
- 120 時価評価課税制度については、実現主義の原則から外れるものであるとする指摘など、多くの批判意見が見受けられる。詳しくは、岡村ほか・前掲注13 9頁；木村吉孝「株式交換税制の論点」商学論究56巻1号116頁（2008）；渡辺・前掲注115 16-18頁。また、佐藤信祐「株式交換等・移転税制の歴史的変遷と現行法上の問題点」税経通信73巻9号9頁（2018）は、非適格株式交換に係る時価評価課税制度導入に対して、当時違和感があったとしている。
- 121 子法人から株主への資産の交付がないため、みなし配当課税はない。太田洋=野口昌毅「株式交換・株式移転税制の抜本改正とM&A実務への影響」旬刊商事法務1778号35頁（2006）；大蔵財務協会・前掲注109 299頁参照。
- 122 しかし、これまでの適格要件が有していた問題等も株式交換税制に引き継がれることとなったともいわれている。詳しくは、渡辺・前掲注115 8-9頁。
- 123 See Borris I.Bittker & James S.Eustice, FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATIONS AND SHAREHOLDERS ¶1.05[2][d] (7th ed, Updated as of November 2020); Dennis L. Gillen, *The Evolution of The Step Transaction Doctrine*, 11 Washburn L.J., 84(1971).
- 124 段階取引の法理は、租税回避行為否認のための法理としてよく紹介されるが、Rev. Rul. 2001-26やRev. Rul. 2001-26で取り上げられている事案のように、場合によっては納税者有利に機能することもある。詳しくは、長戸貴之「株式を対価とする二段階買収における課税繰延措置—段階取引の法理の一側面—」税研36巻4号26頁（2020）；See Gillen, *supra* note 123, at 88.
- 125 Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465(1935).

- 126 Gillen, *supra* note 123, at 85は、グレゴリー判決以降、米国裁判所は段階取引の法理適用にあたってのガイドライン策定に迫られたとしている。Richard D. Hobbet, *The Step Transaction Doctrine and Its Effect on Corporate Transactions*, 19 Proc. Ann. Tul. Tax Inst. 103(1970) は、グレゴリー判決は、段階取引の法理が適用された典型的な例であるとしている。また、Boris I. Bittker & Lawrence Lokken, *FEDERAL TAXATION OF INCOME, ESTATES AND GIFTS* ¶4.3.5(2020) は、グレゴリー判決は、事業目的の法理と実質主義の原則を支持する際によく引用されるが、段階取引の法理の適用例としてみることも妥当であるとしている。
- 127 事業目的の法理とは、租税回避以外の目的がない取引は、税法上有効ではないとする考え方である (Bittker & Eustice, *supra* note 123, ¶1.05[2][c])。
- 128 岡村忠生「グレゴリー判決再考—事業目的と段階取引—」税務大学校論叢40周年記念論文集86頁 (2008)。
- 129 See William D. Andrews & Alan L. Feld, *FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATE TRANSACTIONS*, 146(3d ed. 1994). なお、事業目的の法理と段階取引の法理は密接に関連している。詳しくは、岡村・前掲注128 115頁; See Bittker & Lokken, *supra* note 126, ¶4.3.5.
- 130 詳しくは、岡村・前掲注128 83頁。
- 131 実質主義の原則 (Substance-Over-Form Doctrine) とは、税法上、形式的な事項ではなく、実質的な事項に基づき課税を行うべきであるとする考え方である (岡村ほか・前掲注26 29頁; See Bittker & Lokken, *supra* note 126, ¶4.3.3)。
- 132 岡村・前掲注128 129頁; See Lawrence Zelenak, *The Story of Seagram: The Step Transaction Doctrine on The Rocks*, *BUSINESS TAX STORIES*, 269(ed. Steven A. Bank and Kirk J. Stark, New York: Foundation Press, 2005).
- 133 See Zelenak, *supra* note 132, at 269.
- 134 See Zelenak, *supra* note 132, at 269.
- 135 See Zelenak, *supra* note 132, at 270.
- 136 See Zelenak, *supra* note 132, at 270.
- 137 Commissioner v. Clark, 489 U.S. 726, 738(1989).
- 138 Zelenak, *supra* note 132, at 270.
- 139 See Gillen, *supra* note 123, at 87; Marvin A. Chirelstein & Benjamin B. Lopata, *Recent Developments in The Step-Transaction Doctrine*, 60 Taxes, 970(1982).
- 140 See Gillen, *supra* note 123, at 91.
- 141 See Gillen, *supra* note 123, at 91-92; Mark J. Silverman, *Recent Developments in The Step Transaction Doctrine*, Practising law institute tax strategies for corporate acquisitions, dispositions, spin-offs, joint ventures, financings, reorganizations and restructurings 2014, 4-5(2014) ; Chirelstein & Lopata, *supra* note 139, at 970.
- 142 渡辺徹也「アメリカにおける租税回避行為に関する規制と現状」近畿税理士会『税理士と実務家のための租税回避行為をめぐる事例研究—判例に学ぶ税務判断の指針—』447頁 (1998) ; See Silverman, *supra* note 141, at 5; Chirelstein & Lopata, *supra* note 139, at

- 970.
- 143 See Chirelstein & Lopata, *supra* note 139, at 970.
- 144 渡辺・前掲注142 447頁；Silverman, *supra* note 141, at 5; See Chirelstein & Lopata, *supra* note 139, at 970-971.
- 145 See Silverman, *supra* note 141, at 5.
- 146 渡辺・前掲注142 447-448頁；Silverman, *supra* note 141, at 4; See Chirelstein & Lopata, *supra* note 139, at 971.
- 147 See Silverman, *supra* note 141, at 4.
- 148 See Silverman, *supra* note 141, at 4.
- 149 岡村・前掲注128 130頁は、相互依存テストと最終結果テストは、拘束的約定テストに比べ、その取引同士の関係が弱いと、そのような関係があるからといって必ず段階取引の法理の適用があるとは言い切れないとしている。また、ここまでで紹介した3つのテストはそれぞれ特定の状況下にて裁判所によって採用されてきたものであるが、裁判所と内国歳入庁の双方において、相互依存テストが多く採用されている一方、最終結果テストの重要性は年々低下してきており、拘束的約定テストは、取引が数年にわたる場合にのみしか適用されていないことが指摘されている。See Chirelstein & Lopata, *supra* note 139, at 971.
- 150 See Randolph E. Paul & Philip Zimet., *Step Transactions*, SELECTED STUDIES IN FEDERAL TAXATION, 226(2d Series, 1938).
- 151 ただ、Paul & Zimet, *supra* note 150, at 227やGillen, *supra* note 123, at 91-92は、時間的要素単体では、段階取引の法理適用にあたっての決定的な根拠とはならず、時間的要素はあくまで客観的なテストの一部である旨を指摘している。
- 152 See Gillen, *supra* note 123, at 91.
- 153 I.R.C. of 1954 § 334(b)(2).
- 154 Kimbell-Diamond Milling Co. v. Commissioner, 14 T.C. 74(1950), *aff'd per curiam*, 187 F.2d 718(5th Cir. 1951), *cert. denied*, 342 U.S. 827(1951). なお、Kimbell Diamond判決に関するわが国の先行研究として、鈴木孝一「米国における多段階取得の税務—段階取引原理の適用」経営総合科学117号119頁（2022）。
- 155 概要をまとめるにあたっては、判決文及びStephen Schwarz & Daniel J. Lathrope, FUNDAMENTALS OF CORPORATE TAXATION, 366-367(10th ed. 2019); New York State Bar Association, *Report on The Kimbell-Diamond Doctrine*, 2014 TNT 207-53, 3-5(2014) を参照した。
- 156 I.R.C. of 1939 § 113(a)(15). 同規定は、1939年 § 334(b)(1) の前身であり、子法人からの清算分配に係る資産の基礎価額引き継ぎについて定めていた。なお、米国における清算に関する税務についてのわが国の先行研究として、鈴木孝一「米国における企業清算の税務」経営会計研究52号61頁（1989）。
- 157 See S. David Blinn, *Federal Income Tax - Kimbell-Diamond, Section 334(B)(2) and the Indirect Purchaser*, 23 Sw. L. J. 395(1969).

- 158 See Bittker & Eustice, *supra* note 123, ¶ 10.40[1]. Blinn, *supra* note 157, at 398は、K-D原則は段階取引の法理の適用例の1つであると説明している。
- 159 See Alan M. Gunn, *Tax-Free Liquidation of a Subsidiary Resurrection of The Kimbell-Diamond Doctrine*, 54 Cornell L. Rev., 288(1968-1969).
- 160 K-D原則に関しては、財務省 (the Department of the Treasury) や内国歳入庁 (the Internal Revenue Service) の見解によると現在は廃止されていると考えられているが、それは必ずしも明らかではないとされている。See New York State Bar Association, *supra* note 155, at 2.
- 161 See Bittker & Eustice, *supra* note 123, ¶ 10.40[1].
- 162 See Bittker & Eustice, *supra* note 123, ¶ 10.40[1]; F. Fox Henderson Jr., *Voting Stock in a Two-Step Asset Acquisition: The Kimbell-Diamond Reorganization*, 25 TAX L. REV., 377(1970); Max Weingarten, *Installment Obligations in a Kimbell-Diamond Type Liquidation*, 34 Taxes, 533(1956).
- 163 旧 § 334(b)(2) の創設によりK-D原則が消滅したか否かについては必ずしも定かではない。この点に関する先行研究として、Stephen B. Meister, *Acquisitive Liquidations and Section 334(B)(2): Kimbell-Diamond and Beyond*, 1 Cardozo L. Rev., 469(1979).
- 164 See Meister, *supra* note 163, at 473.
- 165 See Meister, *supra* note 163, at 470-471.
- 166 See Bittker & Eustice, *supra* note 123, ¶ 10.40[1].
- 167 See Bittker & Eustice, *supra* note 123, ¶ 10.40[2].
- 168 I.R.C. § 338.
- 169 See Schwarz & Lathrope, *supra* note 155, at 368.
- 170 簡潔に言うと、12ヶ月の買収期間内に、1回以上の取引で買収対象法人の株式の少なくとも80%を取得する行為のこと。See Bittker & Eustice, *supra* note 123, ¶ 10.40[2].
- 171 See David Hasen, *Section 338 and The Step Transaction Doctrine*, 74 Tax Law. 105 (2020), University of Florida Levin College of Law Research Paper No. 20-32, 5(2020); Schwarz & Lathrope, *supra* note 155, at 368.
- 172 See Schwarz & Lathrope, *supra* note 155, at 370.
- 173 See Schwarz & Lathrope, *supra* note 155, at 370.
- 174 See Schwarz & Lathrope, *supra* note 155, at 370.
- 175 See Schwarz & Lathrope, *supra* note 155, at 368.
- 176 See Schwarz & Lathrope, *supra* note 155, at 369.
- 177 See Hasen, *supra* note 171, at 5. ここでは、K-D取引ように、A社がT社における資産の基礎価額を引き継ぐような限定的なケースにおいては、§ 338が、段階取引の法理を含む通常の分析原則を上書きしてしまうため、一定の課税繰延取引に関しては、段階取引の法理が有効になるとしている。
- 178 なお、§ 338のような選択制の制度は、段階取引の法理が存在する米国だから機能するのであって、段階取引の法理のような法理・原則が存在しないわが国では、十分に機能し

- ない可能性がある（3-2-4及び前掲注177参照）。よって、本稿では検討の対象外とする。
- 179 最終結果テストや相互依存テストは、主観的な要素が大きいため、対抗規定適用にあたっての判断基準としては相応しくない。また、拘束的約定テストは、客観性に優れているが、そのような要素を具体的な判断基準として法律上の規定に盛り込むことは困難であろう。
- 180 期間という形式的な基準を設ける関係上、納税者の巧妙な租税回避スキームへの対応に関しては困難があるだろう。ただ、TPR判決（東京地判令和1年6月27日訟務月報66巻5号521頁；東京高判令和1年12月11日訟務月報66巻5号593頁）では、5年超要件を満たす適格合併であっても、合併法人である原告の行った取引が、法人税法132条の2における「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するため、被合併法人が有していた未処理欠損金額を認めなかった。そのため、株式交付後一定期間経過後の合併であっても、それら一連の取引により、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められると、法人税法132条の2により否認される可能性はある。一方で、株式交付を絡ませた組織再編成に法人税法132条の2を適用できるか否かについては議論の余地があるのも事実である。
- 181 対抗規定を設けて後の合併を非適格合併とすることができたとしても、株式交付と合併を組み合わせることで、モデルケースにおける乙・丙は、一段階目の株式交付における株式交付税制の適用により、T株の譲渡損益の計上を回避することができる。これに対しては、3-1-2で紹介した段階取引の法理の1つ目の側面における考え方を参考として、株式交付後一定期間内の合併における一段階目の株式交付は無駄なものであるから、課税における取引の性質決定上、株式交付は無視し、株式交付税制の適用を認めないこととすることができれば、一応対処は可能である。しかしながら、このような措置を講ずるとなると、後の合併を行った日の属する事業年度以前の事業年度に行った株式交付税制の適用を否認することになる。T社の株主が多ければそれは過大な事務負担に繋がる。よって、対抗規定に株式交付税制の適用否認という措置を追加することについては疑問がある。
- 182 旧§334(b)(2)では、買収法人が株式ではなく資産の取得を意図していなかったとしてもルールが自動的に適用されることが欠点として挙げられていた。
- 183 例えば、長戸・前掲注65 194頁；渡辺・前掲注78 848頁；渡辺・前掲注57 34頁。
- 184 ただ、株式交付税制の組織再編税制組み込みにあたっては、租税法分野に限定されない多くの議論を要することが予想される。というのも、株式交付は、会社法において組織再編行為の一部を構成しているわけであるが、そのことについての反対意見がいくつか存在し、その位置付けに関する評価は若干揺らいでいる（竹林優憲ほか「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」に対する各界意見の分析」別冊商事法務447号315頁（2020）；中東・前掲注45 331頁）。中東・前掲注45 357頁は、株式交付を株式交換に類似する組織再編行為として整理すること自体は不適切ではないと結論付けているものの、株式交付税制の組織再編税制組み込みにあたっては、今後の会社法における議論を十分に注視する必要がある。また、待望であった株式対価M&Aに係る租税優遇規定である現行の株式交付税制を、組織再編税制へ組み込むことによりその要件を厳格化してし

まって良いのかどうかも問われるところである。

185 株式交付税制を組織再編税制へ組み込むとなると、子法人に対する時価評価課税制度の取り扱いについて課題がある。川越太介「課税が繰り延べられるも法整備が待たれる点多し 株式交付制度」税務弘報69巻3号127頁(2021)は、今後は株式交付税制にも、株式交換税制と同じような子会社時価評価課税制度が整備される可能性について言及しているが、その場合、時価評価を按分的に行うべきか否かといったような複雑な問題も絡んでくる可能性がある。詳しくは、長戸・前掲注65 192-193頁。なお、2023年10月9日(月)に立命館大学で行われた「第50回立命館大学税財政研究会」にて、岡村忠生先生は、株式交換税制に係る子会社時価評価課税制度の廃止及び株式交付税制の組織再編税制組み込みについて言及されていた。

186 株式交付税制と組織再編税制間における不整合は是正されるべき問題であろう。特に「部分的な株式交換」と称されている株式交付と株式交換に係る課税規定である株式交付税制と株式交換税制は、ある程度の整合性を保つべきではなかろうか。現行法のもとでは、株式交付で他社を完全子会社化することは可能である。そのため、株式交換と株式交付で、経済的にほぼ同一の行為(株式対価による完全子会社化)を行うことができるが、その課税上の取り扱いは全く異なるということになる。大石・前掲注76 21頁は、株式交付と株式交換は、株式対価による組織再編成により買収対象会社の株式を取得するという観点では共通しているが、両制度に係る税制構造は大きく異なっているとして、両税制間の不整合を指摘している。株式交付税制と株式交換税制の不整合を解消する手段として、株式交付税制の組織再編税制組み込みは選択肢の1つであるように思われる。しかし、適格要件及び非適格となった際の子法人に対する時価評価課税制度の見直しを一切行うことなく、これらを現行のまま株式交付税制に引き継ぐことに関してはやや疑問である。

## 【邦文献】

### (書籍)

- ・江頭憲治郎『株式会社法〔第8版〕』(有斐閣、2021)。
- ・大石篤史ほか編『税務・法務を統合したM&A戦略(第3版)』(中央経済社、2022)。
- ・大蔵財務協会『平成11年版 改正税法のすべて』(大蔵財務協会、1999)。
- ・大蔵財務協会『平成13年版 改正税法のすべて』(大蔵財務協会、2001)。
- ・大蔵財務協会『平成18年版 改正税法のすべて』(大蔵財務協会、2006)。
- ・大蔵財務協会『令和3年版 改正税法のすべて』(大蔵財務協会、2021)。
- ・大蔵財務協会『令和5年版 改正税法のすべて』(大蔵財務協会、2023)。
- ・大蔵財務協会編『詳解 企業組織再編税制』(大蔵財務協会、2001)。
- ・大島恒彦=小島昇編『企業組織再編税制のすべて』(中央経済社、2002)。
- ・太田洋編『〔第4版〕M&A・企業組織再編のスキームと税務～M&Aを巡る戦略的プラン



ニングの最先端～』（大蔵財務協会、2019）。

- ・太田洋=伊藤剛志『第2版 企業取引と税務否認の実務～税務否認を巡る重要裁判例の分析～』（2022）。
- ・岡村忠生ほか『租税法〔第4版〕』（有斐閣、2023）。
- ・佐藤信祐『組織再編における包括的租税回避防止規定の実務』（中央経済社、2009）。
- ・佐藤信祐『M&A・組織再編成の税務詳解Q&A』（中央経済社、2020）。
- ・柴田和史『会社法詳解〔第3版〕』（商事法務、2021）。
- ・柴田和史『教養としての「会社法」入門』（日本実業出版社、2022）。
- ・金子宏『租税法〔第8版増版〕』（2002）。
- ・金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021）。
- ・神田秀樹『会社法〔第25版〕』（弘文堂、2023）。
- ・高橋美加ほか『会社法〔第3版〕』（弘文堂、2020）。
- ・朝長英樹『現代税制の現状と課題（組織再編税制編）』（新日本法規出版、2017）。
- ・中村慈美=内山裕『全訂版 企業組織再編の法人税務』（大蔵財務協会、2007）。
- ・中村慈美『令和5年版 図解 組織再編税制』（大蔵財務協会、2023）。
- ・成道秀雄『M&Aの会計・税務・法務』（中央経済社、2001）。
- ・西村あさひ法律事務所『M&A法大全（上）〔全訂版〕』（商事法務、2019）。
- ・西村あさひ法律事務所『M&A法大全（下）〔全訂版〕』（商事法務、2019）。
- ・邊英基=坂尻健輔『株式交付の法務詳解Q&A』（中央経済社、2023）。
- ・水野忠恒『大系租税法〔第4版〕』（中央経済社、2023）。
- ・渡辺徹也『企業組織再編成と課税〔租税法研究双書7〕』（弘文堂、2006）。
- ・渡辺徹也『スタンダード法人税〔第3版〕』（弘文堂、2023）。

#### （論文）

- ・浅岡義之「M&Aにおける混合対価の活用促進に向けて—その意義と制度的な課題—」MARR 307号16頁（2020）。
- ・浅岡義之「上場会社を取り巻くガバナンス法制等の最新動向と先端実務—日本企業の国際競争力強化に向けて—IV 混合対価M&Aに係る法整備の必要性—攻めのガバナンスのための混合対価M&Aの活用—」旬刊商事法務2236号23頁（2020）。
- ・石田昌朗「令和5年度税制改正で同族の同族会社が適用除外に—改正株式交付税制の実務ポイント—」税務弘報71巻4号81頁（2023）。
- ・江頭憲治郎「持株会社の設立」資本市場法制研究会編『持株会社の法的諸問題』18頁（資本市場研究会、1995）。
- ・大石篤史「株式対価M&Aを阻害しないための株式交付税制のあり方」MARR 19頁（2023）。
- ・大杉謙一「株式交付制度への期待」旬刊商事法務2168号17頁（2018）。
- ・大杉謙一「株式交付制度」別冊商事法務454号196頁（2020）。
- ・太田洋=野口昌毅「株式交換・株式移転税制の抜本改正とM&A実務への影響」旬刊商事

- 法務1778号33頁（2006）。
- ・太田洋「株式対価、そして混合対価によるクロスボーダーM&Aの活性化に向けて」MARR 294号22頁（2019）。
  - ・岡村忠生ほか「〈座談会〉日本のM&A税制の到達点と改革の視点—新株式交換税制、三角合併税制、組織再編税制の問題点」MARR 141号6頁（2006）。
  - ・岡村忠生「グレゴリー判決再考」税務大学校論叢40周年記念論文集83頁（2008）。
  - ・小山浩「税務からみた 株式交付制度の活用可能性」ビジネス法務22巻6号108頁（2022）。
  - ・川越太介「課税が繰り延べられるも法整備が待たれる点多し 株式交付制度」税務弘報69巻3号121頁（2021）。
  - ・神田秀樹「『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅶ〕」旬刊商事法務2197号4頁（2019）。
  - ・北村導人=山田裕貴「時事解説 会社法改正中間試案における『株式交付』制度の概要と税制上の課題」税務弘報66巻8号66頁（2018）。
  - ・木村美由紀「組織再編税制における『移転資産に対する支配の継続性』及び『株主の投資の継続性』に関する一考察」税務大学校論叢100号1頁（2020）。
  - ・木村吉孝「株式交換税制の論点」商学論究56巻1号105頁（2008）。
  - ・黒木敬介「社会環境の変化に適應した 税務に役立つ 知っておきたい経済・金融手法別関連基礎知識 M&Aの手法と税務編（7）株式交換・株式移転の手續と課税関係」税/ぎょうせい編59巻7号136頁（2004）。
  - ・黒田裕「株式交付を用いた株対価公開買付け」別冊商事法務454号274頁（2020）。
  - ・坂尻健輔「実施上のポイントを示唆 上場会社における株式交付事例の分析」ビジネス法務22巻6号103頁（2022）。
  - ・佐藤修二=野口大資「株式交付制度の創設」税経通信76巻4号88頁（2021）。
  - ・佐藤信祐「株式交換等・移転税制の歴史の変遷と現行法上の問題点」税経通信73巻9号8頁（2018）。
  - ・鈴木一水「株式交付を使った税負担削減」税務事例研究193号1頁（2023）。
  - ・鈴木孝一「米国における企業清算の税務」経営会計研究52号61頁（1989）。
  - ・鈴木孝一「米国における多段階取得の税務—段階取引原理の適用」経営総合科学117号119頁（2022）。
  - ・武田昌輔「非適格株式交換の場合の評価損益の計上と不完全株式交換」税経通信62巻1号205頁（2007）。
  - ・竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説」別冊商事法務454号11頁（2020）。
  - ・竹林俊憲ほか「『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案』に対する各界意見の分析」別冊商事法務447号315頁（2020）。
  - ・田村俊夫「組織再編税制の残された課題～キャッシュマージャー、混合対価、三角合併～」資本市場リサーチ43号90頁（2017）。
  - ・朝長英樹=山田博志「会社分割等の組織再編成に係る税制について」租税研究614号52頁（2000）。

- ・朝長英樹=中川里奈「株式交換等による持株会社化における税務上の留意点」野村資産承継18号29頁（2021）。
- ・中東正文「株式交付制度の導入と組織再編法制の揺らぎ」久保大作ほか編『吉本健一先生古稀記念論文集 企業金融・資本市場の法規制』331頁（商事法務、2020）。
- ・長戸貴之「企業支配権移転局面における課税繰延措置に関する一考察—株式交付などの株式対価M&Aを題材に—」学習院大学法学会雑誌56巻1号131頁（2020）。
- ・長戸貴之「株式を対価とする二段階買収における課税繰延措置—段階取引の法理の一側面—」税研36巻4号23頁（2020）。
- ・西本靖宏「株式交換・持株会社税制」租税法研究31号21頁（2003）。
- ・野澤大和「株式交付制度の創設」別冊商事法務454号204頁（2020）。
- ・長谷川芳孝「株式交換・移転税制改革とM&Aの行方」MARR 141号21頁（2006）。
- ・原田晃治「株式交換等に係る平成11年改正商法の解説〔上〕」旬刊商事法務1536号4頁（1999）。
- ・平井伸央「株式交換完全子法人における資産の時価評価」税経通信72巻2号124頁（2017）。
- ・福島洋尚「株式交換・株式移転制度と会社法」法律時報75巻4号8頁（2003）。
- ・平川雄士「組織再編関連の税務法務：未解決の問題と試論」租税研究889号10頁（2023）。
- ・法務省民事局参事官室「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」別冊商事法務461号145頁（2021）。
- ・水野忠恒「政府税制調査会『平成13年度の税制改正に関する答申』の解説」租税研究617号4頁（2001）。
- ・水野忠恒「企業組織再編税制改正の基本的考え方」別冊商事法務252号68頁（2002）。
- ・村崎一貴「株式交付制度に関する令和5年度税制改正による規制の実務的な影響」税経通信78巻6号65頁（2023）。
- ・森浩之=仁田順哉「上場企業等オーナーのための資産管理会社における株式交付制度活用上の留意点」旬刊経理情報1659巻40頁（2022）。
- ・盛里吉博「株式交付を用いた子会社化事例の分析」資料版商事法務455号29頁（2022）。
- ・ハツ尾順一「改正会社法の施行に伴う法人税実務の留意点～株式交付制度を中心に」税理64巻8号144頁（2021）。
- ・渡辺徹也「アメリカにおける租税回避行為に関する規制と現状」近畿税理士会『税理士と実務家のための租税回避行為をめぐる事例研究—判例に学ぶ税務判断の指針—』443頁（1998）。
- ・渡辺徹也「株式交換・株式移転と税制」法律時報75巻4号12頁（2003）。
- ・渡辺徹也「株式交換と平成18年度税制改正」税務弘報54巻11号8頁（2006）。
- ・渡辺徹也「株式対価M&Aと課税—株式交付に対応する課税制度のあり方—」早稲田法學95巻3号825頁（2020）。
- ・渡辺徹也「株式対価M&Aとしての株式交付と課税」税務事例研究186号28頁（2022）。
- ・匿名記事「R5改正 株式対価M&A税制で同族会社を除外」税務通信3743号6頁（2023）。

**(資料)**

- ・梶博義「組織再編とは？」(2023年10月27日)(<https://www.ma-cp.com/about-ma/reorganization/>)。
- ・金融商品取引法研究会(報告者:武井一浩)「株対価M&A/株式交付制度について」(日本証券経済研究所、2020)。
- ・経済産業省「令和2年度税制改正(租税特別措置)要望事項」(2019年8月30日)([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2020/request/medi/02y\\_medi\\_k\\_06.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/request/medi/02y_medi_k_06.pdf))。
- ・首相官邸「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」(2017年6月9日)([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017\\_t.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf))。
- ・首相官邸「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日)(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2021.pdf>)。
- ・自由民主党・公明党「令和2年度税制改正の大綱」(2019)。
- ・自由民主党・公明党「令和3年度税制改正の大綱」(2020)。
- ・自由民主党・公明党「令和6年度税制改正の大綱」(2023)。
- ・税制調査会「平成13年度の税制改正に関する答申」(2000)。
- ・大和総研「株式対価M&A—株式交付制度の戦略的活用—」(2022年3月24日)([https://www.dir.co.jp/report/consulting/ma\\_valuation/20220324\\_022922.pdf](https://www.dir.co.jp/report/consulting/ma_valuation/20220324_022922.pdf))。
- ・日本製鉄株式会社「米国United States Steel Corporationの買収について」(2023年12月18日)([https://www.nipponsteel.com/common/secure/ir/library/pdf/20231218\\_100.pdf](https://www.nipponsteel.com/common/secure/ir/library/pdf/20231218_100.pdf))。
- ・「M&A件数とM&A金額の推移」MARR 350号119頁(2023)。
- ・「株式交付のM&A、メリットは?—大江橋法律事務所パートナー関口智弘氏に聞く、資金が少なくても買収可能—」日経産業新聞(2022年7月8日)。
- ・「株式交付で『私的節税』M&A新手法、資産管理会社に利用 専門家の是非割れる」日本経済新聞(2022年9月5日)。
- ・「上場会社オーナー『禁断』節税 事業再編の想定外利用 改正前に駆け込み」日本経済新聞(2023年10月2日)。

**【洋文献】****(書籍)**

- ・Borris I. Bittker & James S. Eustice, FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATIONS AND SHAREHOLDERS (7th ed, Updated as of November 2020) (ebook-Westlaw Classic).
- ・Boris I. Bittker & Lawrence Lokken, FEDERAL TAXATION OF INCOME, ESTATES AND GIFTS (2020).
- ・Stephen Schwarz & Daniel J. Lathrope, FUNDAMENTALS OF CORPORATE TAXATION (10th ed. 2019).
- ・William D. Andrews & Alan L. Feld, FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATE TRANSACTIONS (3d ed. 1994).

(論文)

- ・ Alan M. Gunn, *Tax-Free Liquidation of a Subsidiary Resurrection of The Kimbell-Diamond Doctrine*, 54 Cornell L. Rev. 286 (1968-1969).
- ・ David Hasen, *Section 338 and The Step Transaction Doctrine*, 74 Tax Law. 105 (2020), University of Florida Levin College of Law Research Paper No. 20-32(2020).
- ・ Dennis L. Gillen, *The Evolution of The Step Transaction Doctrine*, 11 Washburn L.J. 84 (1971).
- ・ F. Fox Henderson Jr., *Voting Stock in a Two-Step Asset Acquisition: The Kimbell-Diamond Reorganization*, 25 TAX L. REV. 375 (1970).
- ・ Lawrence Zelenak, *The Story of Seagram: The Step Transaction Doctrine on The Rocks*, BUSINESS TAX STORIES, 263 (ed. Steven A. Bank and Kirk J. Stark, New York: Foundation Press, 2005).
- ・ Mark J. Silverman, *Recent Developments in The Step Transaction Doctrine*, Practising Law Institute Tax strategies for corporate acquisitions, dispositions, spin-offs, joint ventures, financings, reorganizations and restructurings 2014, 1 (2014).
- ・ Marvin A. Chirelstein & Benjamin B. Lopata, *Recent Developments in The Step-Transaction Doctrine*, 60 Taxes 970 (1982).
- ・ Max Weingarten, *Installment Obligations in a Kimbell-Diamond Type Liquidation*, 34 Taxes 532 (1956).
- ・ New York State Bar Association, *Report on The Kimbell-Diamond Doctrine*, 2014 TNT 207-53, 1 (2014).
- ・ Randolph E. Paul et al., *Step Transactions*, SELECTED STUDIES IN FEDERAL TAXATION, 200 (2d Series, 1938).
- ・ Richard D. Hobbet, *The Step Transaction Doctrine and Its Effect on Corporate Transactions*, 19 Proc. Ann. Tul. Tax Inst. 102 (1970).
- ・ S. David Blinn, *Federal Income Tax - Kimbell-Diamond, Section 334(B)(2) and the Indirect Purchaser*, 23 Sw. L. J. 393 (1969).
- ・ Stephen B. Meister, *Acquisitive Liquidations and Section 334(B)(2): Kimbell-Diamond and Beyond*, 1 Cardozo L. Rev. 469 (1979).